

平成 26 年第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 26 年 6 月 10 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 | 10 田中邦利 |
| 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 鈴木藤雄

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	松井利文	生活課長	滝元光男
産業課長	澤田周蔵	保健福祉センター所長	片桐洋人
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
財政課長	鈴木正吾	教育課長	伊藤斉

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 夏目忠昭議員

(1)町長選挙公約内容を伺う。

2 金田敏行議員

(1)地域づくり支援事業の後継事業について

- (2) 広報防災無線の使い方について
- 3 土屋浩議員
 - (1) 設楽ダム水源地域再建基本計画について
- 4 田中邦利議員
 - (1) 合併算定替え交付税の見直しに伴う町財政計画について
 - (2) 平和首長会議への加盟について
 - (3) 東栄病院への応分の負担について
- 5 渡邊勲議員
 - (1) 名倉地区仏庫裡に計画されている風力発電について
- 6 金田文子議員
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の設楽町の対応

- 日程第 6 報告第 3 号
専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第 4 号
平成 25 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 5 号
平成 25 年度設楽町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 9 承認第 1 号
専決処分の承認について
- 日程第 10 承認第 2 号
専決処分の承認について
- 日程第 11 承認第 3 号
専決処分の承認について
- 日程第 12 承認第 4 号
専決処分の承認について
- 日程第 13 承認第 5 号
専決処分の承認について
- 日程第 14 承認第 6 号
専決処分の承認について
- 日程第 15 議案第 52 号
設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第 16 議案第 53 号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 54 号

- 設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 55 号
平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 56 号
平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 57 号
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 発議第 1 号
特別委員会の設置について

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は、11 名です。定足数に達していますので、平成 26 年第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 26 年第 2 回定例会第 1 日の運営について、6 月 5 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より、例月出納検査結果、議員派遣及び請願・陳情・要望の取り扱いについての報告があります。日程第 4 「行政報告」は、町長より報告があります。日程第 5 「一般質問」は、6 名の質問があり、受付順で質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。日程第 6 「報告第 3 号」から順次 1 件ごとに上程しますが、日程第 7 「報告第 4 号」から日程第 8 「報告第 5 号」まで、日程第 18 「議案第 55 号」から日程第 20 「議案第 57 号」は、一括上程します。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を、行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、2 番金田文子君及び 3 番松下好延君を指名します。よろしく願いいたします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は本日から6月24日までの15日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び請願・陳情・要望の取り扱いについての報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成25年度の3月、4月分、及び平成26年度の4月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告をします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、請願2件、陳情5件、要望1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願第3号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願」、請願第4号「名倉地区における風力発電所計画に関する請願」は総務建設委員会付託。陳情第1号「内閣総理大臣との面会を望む陳情書」は、議長預かり、陳情第2号「新城・北設楽の建設業者である東愛知建設業協会員の積極的な入札参加についての陳情書」、陳情第3号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書」、陳情第4号「政府へのTPP交渉に関する意見書の提出を求める陳情書」、陳情第5号「主要地方道東栄稲武線の早期改良についての陳情書」は、総務建設委員会付託。要望第2号「北設楽郡内の医療・介護に関わる諸問題の早急な解決に向けての要望書」は、文教厚生委員会付託とします。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。いよいよ6月となりました。愛知県も4日には梅雨入りとなりました。今後、蒸し暑く梅雨空が続く一方で、台風や集中豪

雨、ゲリラ豪雨等による土砂崩れ、道路の決壊等の災害の発生が危惧されるところであります。住民の安心安全の確保、災害への備えとして、的確な情報の提供、関係機関との連携等に努めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、平成26年度最初の議会として6月議会定例会に全員の方々に御参集いただきましたので、今まで同様に緊張感を持って議会審議に臨んでまいりたいと思っております。さて、去る8日に桂宮宜仁親王殿下が薨去されました。このことは、日本国にとって大変悲しいことでありまして、設楽町といたしましても弔意を表するため、本日より12日まで弔旗を掲揚することといたしました。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず第1点目は、海部郡蟹江町と設楽町の交流・協力に関する協定について御報告申し上げます。蟹江町と設楽町は、愛知県の南西部と北東部、平野部と山間部に位置し、それぞれの環境は異なるものの、ともに豊かな水に支えられた自然や伝統文化、伝統産業により発展してきた町が、近年、いろいろな面で結びつきがあり、今後さらなる相互の理解と親善のもと、さまざまな分野で交流・協力していくことを目的といたしまして、この度、協定を締結することになりましたので、御報告いたします。

第2点目は、昨年12月に発足しました「北設楽郡医療等に関する協議会」の状況についてであります。本協議会は、北設楽郡内の医療従事者の減少及び人材確保が困難な状況の中で、今後の医療体制の健全な維持や住民の不安感を解消する方策について協議することを目的に、昨年から4回の協議会を開催し、規約の制定、医療体制の検証、医療従事者の確保、事業計画及び予算（案）等を郡内3町村長ほか、医療に関わる有識者によって協議が重ねられてきました。北設楽郡の医療を今後、どのように進めていくのか郡全体で取り組むことは、将来の医療行政を推進するうえで欠かすことができない大きな課題であります。今後は、協議会での協議、取り組み内容等につきまして随時、議会の皆様方へ御報告をし、そして今後の方向性を推移して考えてまいりたいと思っております。

次に町営杉平向住宅（仮称）の建設工事についてであります。田口地内における新たな杉平向住宅建設工事は、現在、事後審査型一般競争入札の公告を出して、契約の準備を進めているところでございます。建設工事の概要は、木造2階建てA棟2DK10戸、B棟2LDK8戸、計18戸を建設するものでありまして、議会の議決に付すべき契約に該当する案件でありますので、定例会最終日の6月24日に工事の請負契約に関する議案の追加上程を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、6名の議員によります一般質問に続きまして、専決処分の報告

1件、繰越計算書の報告2件、専決処分の承認6件、条例の制定改廃3件、一般会計・特別会計の補正予算3件を上程させていただきました。慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いいたします。はじめに、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4夏目 前回、3月議会にて「設楽町活性化施策について」伺いましたが時間切れのため、今回は、「町長選挙公約内容」に焦点を絞ってその内容を伺います。どうぞ、回りくどい説明を省き、簡潔な説明を求めます。質問事項は7つございまして、1、木質エネルギー利用発電施設の誘致とは。具体の計画があるのか。2、新たな商業集積地づくりの構想を伺う。前回も用地整備が公約されていたが確保されたか。3、郷土資料館を新築し、観光資源として利用とあるが構想を伺う。4、町外諸団体、学校と町内公共レジャー施設利用の交流協定を締結し、町民と交流できる仕組みづくりは前向きに動いているのか。5、つぐ診療所常駐医師の確保の現状活動内容とその見通しは。6、斎苑の施設改善をすすめとはどの施設のことか。7、介護施設増設に、民間事業者の誘致とあるが、見通しは。やすらぎの里の定員増と施設増設を実施しないか。

町長 それでは、夏目忠昭議員の質問に対してお答えをさせていただきます。まず、私が2期目の町政に際しまして町長として立候補させていただいた折に、広く皆様方にお伝えをさせていただいた公約について御質問がされました。その内容等について7つの項目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の木質エネルギー利用発電施設の誘致とはどんなものか。また、具体的な計画はあるか。という御質問でございます。御承知のように設楽町、森林が面積の9割を占める当町にとって、森林資源を活用した地域振興策は必要不可欠でありまして、中でも木質バイオマスエネルギーを活用した地域振興は、昨今話題の「里山資本主義」の考え方においても御承知のとおり、その潜在的ポテンシャルは大変高いものがあります。現状、木質バイオマスエネルギーを活用した事業で採算がとれるのは5000キロワット級以上の規模の発電所とされておりますが、そのためには年間10万立方メートルの材の調達が必要です。しかし、これだけの量を当町のみで調

達することは至難の業であり、そうなりますと大規模施設の誘致には、奥三河4市町村の連携が欠かせません。現在、某企業による木質バイオマス大規模発電所の建設が今後奥三河全域で考えようという中で、新城市内でこうしたものを設置してはどうかという案が出されておりますが、この計画に対しては、これまでの経緯を踏まえ、奥三河4市町村が連携して対応していこうということで話を聞いておるところでございます。平成25年度においては、奥三河4市町村による協議を首長レベルで2回、関係課レベルで4回の計6回開催しました。しかしながら、この協議においても、材の調達が大きな課題として立ちはだかり、平成26年度はこれまで協議の場が設けられていない状態です。木質バイオマス大規模発電所の誘致に必要な材の調達については、奥三河の現状を考えると決して一石二鳥でいくものではありませんが、森林資源を活用した地域振興の視点からも粘り強く研究検討していき、引き続いて取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の新たな商業集積地づくりの構想についてでございます。この件につきましては、1期目のときにも掲げていたものでありまして、2期目についても引き続き取り組んでいくこととしているところであります。この集積地の確保としましては、その前提としてまずこの町内の商店の方たちが1つの場所でまとまって合同で店舗を開き、新たな商業エリアとして整備する計画があるのかないか、またそういう思いが今後どうかということ、そしてそういうことを協議したうえでこれがまとまったとするのであれば、町としてもこれに参加し、用地の確保に努めていくことを考えております。したがって、今後商工会の皆さん方とこうした計画について、改めてその方向性や考えについて確認をさせていただいたうえで必要となればこれに向けて取り組んでいこうと考えております。

3つ目の郷土資料館を軸とした観光資源構想についてでございます。現在の郷土資料館は老朽化が進み、建てかえが必要となっているところから、多くの人たちに見てもらいやすい場所として選定し、その場所を検討した結果、町の南の玄関口として国道257号線沿いにある清崎にこれを設置し、多くの方たちに来場していただけるよう整備しようとするものであります。このエリアの整備構想としては、まずこの奥三河郷土資料館をメインとして隣接する民間施設のコンビニエンスストアと合わせ、現在やな組合が経営をしています食を提供する施設、これを将来は町で整備をし、これの経営委託を促して雇用の継続を図ると共に、地場産の食材を提供する場所として位置づけてまいりたいというふうに思います。さらに既存のお母さんたちの経営してみえる野菜の直売所もこの中で販売をしていただくことも含めて複合的に人の集まれる場所として整備をしたいというふうに考えて

おります。またこの横を流れます、豊川沿線の親水公園ですとかまた既存のバーベキュー施設などと合わせて、またさらには豊川沿線の景観と旧田口線の軌道敷きをハイキングコースとしての活用など、こうしたものへの整備を含めるとともにまた、国道を挟んで正面にあります西山森林エリアでの遊歩道整備などを進めて、ここを申し上げたように南の玄関口として総合集客エリアとして整備をして多くの方たちに立ち寄っていただける場所として整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

4点目の町外諸団体、学校と町内公共レジャー施設利用の交流協定を締結し、町民と交流できる仕組みづくりはいかがかという御質問につきましては、具体的には近く先ほども冒頭行政報告の中で申し上げましたけども海部郡蟹江町と交流協定を結び、蟹江町の小学校単位で子供たちがつぐグリーンパークにおいてキャンプ等を毎年実施していただくことになっていることをはじめ、両町で開催される各種イベント事業にはそれぞれの観光協会から特産品等の販売ですとか、またそこでの人的交流を深めて、お互いに町の状況等について情報交換をし、理解を深めているところでございまして、今後におきましてもこうした関係を密にしていくことで住民の参入も促す中でお互いの交流を高めてまいりたいと思っております。また、蟹江町では新たに町の体育館の整備を進めていく計画がありまして、そこで使われる材につきましても設楽町産の木材を積極的に取り入れていただくなど、地域産業についても関わりを築いていただいているところでありまして、こうしたことで意義ある関係が作りあげつつあるところでございます。したがいまして、今後におきましても町内における多方面に渡る施設利用促進の先駆けとなることに期待をするところでもございます。また一方、今後豊川水系での上下流との関係も今まで以上に深めていくことで下流域の自治体と町内での公共施設等を利用した各種イベント事業等にも利用度が増していくよう働きかけをしてまいりたいと思っております。

5点目のつぐ診療所常駐医師の確保の現状、また活動内容と見通しについてでございます。つぐ診療所の常駐医師の確保につきましては、現在までにその見通しは立っていません。医師確保に努めているところでありますが、なかなかすぐに実現できない状況にあるところでございます。しかしこの地域で医療がしやすい、また常駐することになれば生活環境の向上を図るための住宅の整備を進め、居住していただきやすい状況をつくって医療活動のしやすい環境を整備しようとしてこれを進めているところでもございます。今後こうした状況等を町のホームページなどで広く情報を促し、また愛知県そして多くの人材等を通して、こうした機会また紹介が得

られるよう確保に努めてまいりたいと思っております。

6つ目の斎苑の施設を進めることについてでございます。現在、清崎斎苑、津具斎苑の2つの施設を運営しており、平成25年度は、清崎斎苑が72回、津具斎苑が50回を数えております。こうした状況下にあつて、清崎斎苑が築57年、津具斎苑が築47年を経過しておりまして、両施設とも老朽化が進んできております。施設を利用される方から、待合室やトイレの改修、施設への進入路整備等、多方面にわたる意見等をいただいております。計画的に修繕を行っております。しかし、今後こうした状況を継続することになりますと、維持修繕費等大幅にこれが必要となることが予測されますので、あらためて施設全体のあり方を検討し、関係町村とも相談のうえ、新たに建設する方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後7つ目の介護施設増設に民間事業者の誘致とありますが、見通しはいかがか、また、やすらぎの里の増設を実施する考えはないか、ということについてでございますが、現在設楽町の介護保険を利用しサービスを受けている人は155人です。また、高齢者福祉施設利用者は、これは介護保険適用でない方が対象でありますけれども、この方たちがやすらぎの里で今現在定員50人のところ現在46人が入所しております。現在、この方たちの多くは介護保険適用の施設、そちらへの入居を進めているところでありまして、現在は家庭的、経済的など生活困窮者優先する施設として位置づけておりまして、この施設であるやすらぎの里につきましては現在定員内で推移していることから増設の考えはありません。さらに介護施設である愛厚ホームの待機者は114人と聞いておりますが、この方たちへの対応を考えると民間施設での対応ができないかと思う中で、これを誘致できればと考えているところでございます。しかし、民間施設の今現在あるグループホーム設楽の家等存在をしておりますけれども、ここでの現状は主に認知症の方たちが対象であることから重度の身障者向けについての対応が困難となっております。したがって今後、こうした民間からの介護施設誘致が可能であるかどうか、否かということも含めて真剣にこれを取り組み、こうしたことへの対応について誘致を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

4 夏目 7点につきまして大まかな説明がありました。まず第1点の木質エネルギー利用発電施設の誘致ということにつきましてお話させていただきます。先ほど新城以北の4市町村で連携を深めながら施設の誘致について計画を検討中であり引き続き検討をされているということのようですが、この町長さんの公約の中には当町への誘致ということで私は理解しており

ましたが、その辺のところは先ほどの説明では新城市内への誘致について、なおかつ10万立方メートルの材を必要とするエリアを確保しながらそのあり方について将来も引き続き検討するという御答弁でございました。そういうあり方についてはですね、採算が5000キロワットというようですので、この辺の規模を他の事例から引き合いに出しましてそこで検討をしているということについてはこれは有意義なことだと思いますが、それをこちらのほうになんとか誘致しながら雇用の場の確保だとか、そういうところに利用できないかという思いで私のほうは聞いておりますし、町民のほうも今まで現在設楽町の人口が減少しておる中どうしても働く場の確保が必要という観点からこれに期待しとるわけでございますので、その辺のところの町内への誘致についての検討の方向性をですね、4市町村も含めて誘導されていくのかどうかこの辺をまず1点お伺いします。

町長 もちろん設楽町のことを考えますと設楽町内へこうした企業を誘致して、この町の中で単独でそうした企業が生業として成り立っていければそれにこしたことはないし私もそれを望むところでもあります。しかし、申し上げたように発電所となりますと、やはり大きなエリアでないと採算が合わないという実態があるということが理解をしたところでありまして、それに付随する発電所を誘致しようとする、申し上げたように企業として成り立っていく事業者が最大限求めている条件をクリアしようとする、町内だけではこれは及ばないということになりますので、申し上げたように奥三河エリア内で、全体でみんな考えていくこと、そうすることで地域全体へのそれが可能となるとするのであれば、木材の需要等についても活性化が図られていくんだらうというふうに思っているところでありまして、町内に作りたいというのは前段にはありますけれども実態を考えますと、この事業については広域で考えるしか方法はないというふうに思っているところであります。そして町内への企業を町の中で確保して、ここで維持していけるようなそうした態勢をつくるのは町長としてももちろん努力していかなければならないと思っているところでありますけれども、現状やはり、まずは働くところのエリアということを考えますと、設楽町この町を中心にしてそのエリアを広げていく、そして若い人たちも通勤が可能な中でこの町で存続して生活が営んでいけるようなそういう態勢の中でこうした企業等についても模索をしていく必要があるがというふうにも思っているところでございまして、いずれにいたしましても、町内における企業をまた誘致するように努力すると同時に幅広く考えていくことも必要ではないかというふうに思っているところであります。

4 夏目 ただいまの説明のとおりこれは単町でこういうような施設を誘致する

ということは難しいわけですし、これはもちろん材の確保という意味合いにおいて単町では無理ということなんですね。ただ材の確保のためには北設楽郡内だけではなくて、南信も含めての広いエリアに目を及ぼす必要があると思います。したがって南信のほうまで考えてみますと、これは材の確保というエリアとそれから木質発電施設をですね、町内に誘致するというこれはまた別の問題でございまして、必ずしも新城市内でなくてもいいし、当町のほうには幸い名倉地域にあのような集材施設も最近できたばっかですし、また南信のほうまで考えてみるならば、やはり新城市内よりかこちらの北設楽郡3町村なおかつ国道257がある当町のほうが有利であるというような私はそのような思いをしておりますが、これからの引き続きの検討の中でそういうところまで含めてですね、南信エリアまで含めて材の確保、こういうことをやりながら、なおかつこの木質エネルギー発電施設の誘致を当町へという強力で検討方向を導くと、誘導するというお覚悟とお考えを町長さんにお聞きします。

町長 今、御指摘をいただいた件なんですが、当然この奥三河4市町村の協議の中では我々の奥三河エリアだけの材、これが発電所が建設されるという前提にたったときに、この奥三河エリアだけの材で恒久的に供給していけるかということこれも不可能、実はそういうところの結論も聞いております。であるからゆえに申し上げられましたように三遠地域、天竜そして東濃そして南信州そうしたエリアのところまで広げた材を対象に考えていかないと年間、安定した材を供給しようとするのはなかなか不可能だということになっております。それとですね、名倉という一つの御提案をしていただいておりますが、町内の中でそれを具体的に建設していかうとするとそれに見合うだけの平地、面積的なこともあるわけですが、1ヘクタールぐらいの面積があるんじゃないかということと、それに付随する発電を起こすために木材を燃焼させるんですが、そのときに使う水、1000トンの水が必要だと聞いております。その1000トンの水をどういうふうに確保するかということになりますと、それもやはり一長一短にすぐに確保しようとするのもなかなか課題が多い事項かなというようなことも協議の中には出てきております。したがってそうしたことを全体に取り上げる中でこうした施設をこの地域で誘致して安定経営ができていけるか、そしてそれに見合う各自自治体としての運用が協力態勢が図っていけるかということになると、なかなかここも難しい部分があるかなというふうな今話の過程ではあります。しかしそういうことも含めて今後さらに事業者との話し合いとか意見が聞かされてもらえて我々がそういうところに乗っていけるような状況ができるのであれば、これは引き続き検討を

してまいりたいとこういうふうに思っております。

4 夏目 当町の新エネルギー等の計画の中にも木質エネルギー発電施設、これについては触れられておりますが、例えば1ヘクタール約1万平米の土地が必要だということと水1000トンが必要だということになりますね、ますます水系の上流地域であるこちらのほうの設楽町、土地のほうの1万平米1ヘクタールくらいならこれは平地として確保するぐらいのところは当町のほうがやろうと思えばできるはずですし、また新城市内のほうで現在の内陸の県の土地、要するに企業誘致の土地については水についてはやはりあそこは不便だろうと思います。そうしますと上流地域の名倉なりこれからまた想定されますダムとの関係も見てみますと水の確保ならば当町のほうはかなり有利だというふうに私は解釈しておりますが、その辺も含めて当町としていろいろと現在やっております4市町村の検討会談の中のそれを1つ1つクリアしながら、こちらのほうにそういう発電施設を持ってくるような強力な当町だけの検討チームをつくって、課題を一つ一つクリアしながらこちらのほうに誘致するという強力なリーダーシップをとっていただきたいという思いで聞いておりますが、その辺のところはどうでしょうか。

町長 一概にですね水は、うちは水源の源であるしそれぐらいの水はなんとかすれば調達できるだろうとか設楽町がリーダーシップをとって今言われるようなことを優先的に町の将来を考える中で我々が何としても進めるんだということも強い信念を持ってやれるかどうか、その気持ちはあるかどうかという御質問なんですけど気持ちはもちろん持っておりますし、そういう方向性を見出すがために議論をしたりいろいろ関係町村と協議しております。うちだけが独立して単独でもやるぞというような話にはとてもなれない規模の話だと思っておりますので、それを一概に設楽町はやるんだという気持ちと現実というものをきちっと整理をしてですね、そういう中で我々が現実的にできうることを可能性を探っていかなきゃいかんだらうというふうに思っております。やる気とリーダーシップをとるぞ、そしてこの町の将来に発電所なるそういうものを誘致してでも設楽町単独でも頑張るぞというそういう気持ちは強いものは持っておりますけども申し上げたように現実化させようとするとはやはり我々の町だけでこのことが進められるということとはなかなか一概には申し上げられないというような状況になっておりますので、そこら辺りを御理解していただければというふうに思っております。そして今課題となっておるこうしたものをですね、一つずつ整理をしてそして実現に向けてそちらの方向へおさめようとするとはやはり地域の連携、その材一つを調達するだけでもうちの町だけではとても可能になる話では

ないもんですから地域の連携というものをやはり強固にしてこうしたものへの対応を図っていかなければならないというふうに思っております。

4 夏目 材の集積エリアとか地域の連携、これはもう当然のことです。しかしながら一応私は町長公約内容についてお聞きしとるわけでした一応町長の今回の選挙の中には木質エネルギーを利用する発電施設を誘致し、当然設楽町への誘致だと思いますが、木材利用拡大に力を注ぎますと書いてございます。そういう理念と現実とに事業者または4市町村との検討の中でいろいろと課題がございますがこういうようなものについてですね、これはやはり上流地域で水の確保も可能だし有利にもとれるし、それから土地の確保だって平地1ヘクタールくらいならなんとかなると私は思っておりますが、その辺のところをこれからまた検討課題ですので、たしかに業者や4市町村との連携の中でこれから検討する課題ですが、こういうようなものについて協力にまず旗を揚げないかぎり新城市内なら新城市内に持っていかれてしまう。したがって、そういうようなエリアの確保、南信も含めたエリアの確保だとか水の確保、土地の確保について、まず当町のほうに発電施設を持ってきてほしいという旗をまず掲げていただいて、これから検討する場の中で強力なリーダーシップをもってもらいたいと思えます。この辺については以上で終わります。

2番目に商業集積地域づくりの構想ですが、先ほどまだ現在本町の商店の合同店舗の計画についてまとまりがないと、したがって必要があるならば町のほうもそれに関与すると言われましたが今回で2期目、前回のときもそうですが、前回のときは用地の確保、整備それが公約されておりました。そして今回は、そのようなものについて構想を実現するようなふうに書いてございます。こういうようなものについてですね、商店からの要望があった場合には町はこれに関与するという先ほどのお答えでしたが、しかしこれは町長が選挙の公約の中で商業施設の集積についてですね実現を図っていくと書いてございますが、そうしますとまた今回2期目の中の4年間では実現が不可能なのかなという私は受け止めをさせてもらいましたがこの辺はいかがでしょうか。

町長 まず発電所の最後の話ですが、いろいろな実施に向けてやろうとすると条件があります。先ほど言った水の問題、それから材の調達の問題、そして場所。そしてその場所はですね新城市内に持っていかれたわけではないんです。結局発電を起こした電気をですね、ここは中電の管内ですので中電にやっぱり買い受けてもらわなくてははいかん。そうするとおせないかんのですね電気をのせる。のせる設備が5000キロワットということになっていて町内にはそれを受電できる施設、送電線の場所がないんです。それを

調査していろいろ模索していくと、唯一田口地区で1箇所だけ考えられるところがあると聞きました。それはどこかっていったら、下の田口の町を降りてくるところに変電所ありますが、そこが唯一受電はできるでしょう。しかしその周りにこれほどの面積を有する、先ほど1ヘクターと申しました。それは建屋エリアで、その周りにストックヤード、材を供給して材を積み上げてストックしとかないかん。そういったものが5ヘクターぐらいあるんだと、そういうことになるのですね田口の町エリアにはとても無理だと現実的に、そういうふうに判断しております。そういうようなことをクリアしていこうとすると、新城の中にある1つの工業団地とっておりますけど、そういうようなエリアの中でないと土地は確保できないだろう、今のいろいろなもろもろ条件もそう、水の話もそうです、受電の話もそう。そういったものを完備して総合的に考えたときにそこしかなかったということなんです。そういうことも含めて今協議をして事業者との話も聞いておると、そんな話ですので御理解をしていただければと思います。

そして集積地でありますけれども、これはですね私は設楽町の町の商店の人たちが元気になってもらったり活性化できるそして地域の人たちがやる気を起こしてもらえようようなそんな環境づくりをして1軒1軒ある商店の人たちがもう一度みんな例えば同じところに集まってみんなやってみようかなというようなお考えがあるとするのであれば、私はそういう考えを尊重しそれに見合うだけの土地ですとか場所、そういったものを町として考えていく用意があるということをお願いしておるんです。私が全部町をつかって商店をつくるからあんたたち来てここでやってくださいなんていうことを申し上げるわけではないんです。ですからそこあたりは御理解していただいて今後ともこの町、特にこうした中心地にある商店の人たちが今後どうあるべきかその姿を模索して考えられるそして将来をみんな方向性を見出されるとするのであれば今申し上げたようにそれに町として協力をしていくそしてそこに必要な場所が必要だということであれば、私はなんとかそういったところまで勧誘してこれに協力していきたいという思いであります。以上です。

4 夏目 要するに1番2番については現状では実現が難しいというようなふうに私は捉えました。

3番についてはですね、今度は郷土資料館ですけれども、こちらのほうを観光施設として利用し町の活性化につなげるというようなこと書いてございますが、要は施設そのものに魅力がないとせつかく国道257号線沿いに建ててもですね寄っていただけない。したがってまして施設の内容を充実させることについての現在の構想内容があるのかなのか、その辺をお聞

きしとります。

町長 郷土資料館の中身を充実化させる、その構想はどうかという御質問かと思いますが、私先ほど申しましたように郷土資料館を中心としたそれを核にしてあのエリア一帯を総合集積地というか多くの人たちが寄っていただけるそうした場所として整備してまいりたいとそう申し上げたわけです。その中にある郷土資料館はやはり今現在あるのは奥三河総合センターの高いところにありますけれども、いつも申し上げた7万余点ともものすごく膨大な資料が入っております。そして過去において文化財保護審議委員の皆さん方、そして熱意のある皆さん方の思いとして今の陳列方法ですとか今の設楽町の伝統ですとか文化ですとか自然、そういったものがわかりやすい配列をして今も陳列をしていただいております。私は非常に熱意の入った、気持ちの入った施設として多くの人たちに見てもらえる素晴らしいものになるのであるし、今もそうだし、中にあるものをもっと有効的に多くの人に見てもらえるように施設の中の配置、そして大勢の人たちが見てもらえるようなスペース、そうしたものも考慮して中の導線というかレイアウトをこの専門の人たち、特に申し上げた文化財保護審議委員の人たち、また関係者の人たちの意見を取り入れていただいて郷土資料館の中はそういった構想をつくり上げていきたいというふうにしてお願いを教育委員会のほうへもしたところであります。そしてそこを核にして申し上げたように隣にあるコンビニエンスストアですとか、やな組合の経営してみえる食材を提供する場所ですとか、そういったものも含めてあそこの一帯を整備し今まで以上に多くの人たちが立ち寄っていただける、また寄りやすい場所だと思っておりますので、今までにない南の玄関口としてやっぱり活性化をさせるべくそうした中心的な場所に整備していきたいというふうに思っております。

4 夏目 ただいまの説明ですと現在の郷土館、これが昭和47年頃建ったわけですが、その当時もかなり郷土館として期待感をもって皆さん方見ておりました。ただ、入館者数はその期待に反して、やはり中の現在の展示内容、これは工夫はされるだろうと思えますけれども、郷土館としての展示だけですと1年か2年はもつだろうけれども、観光資源としてどの程度もつのかという施設の要するに魅力ですね、これを高めないと観光施設としての利用は少し無理じゃないかと私は言っておるんです。要するに郷土資料館としての歴史的なまたは文化的な資料館としての役割は果たせるだろうと思えますけれども、ここを拠点としてエントランスゾーンとしながら設楽町全体の河川エリアなりあらゆる公共施設のエリアを捉えてこちらのほうに入れ込み客数を誘致するということならば、ある程度は郷土館そのものについて

て現在の郷土資料館プラス何かの魅力を加えないと、1年2年または3年たてば今の現状に戻ってくるという危惧を私はしとるもんですから、その辺の施設内容の充実について何かお考えはあるかないかを現在お聞きしておるんですけども、その点はどうでしょうか。

町長 今の態勢の郷土資料館の姿であると今のままが考えられるという御心配だと思っております。私は今あるものをやはり場所によって、移すことによって今までよりも価値観がある存在になりうるだろうと思っております。そしてさらにですね、やはりそうしたものを来ていただいた方に説明をしていただけるような、例えばボランティアの歴史ですとか、そしてこの郷土ですとかそして自然ですとかそういったものを専門的な知識をもたれた方々にやはりその現地で説明をしていただける。そのような態勢をつくることも必要ではないかと思っております。ただ見ていってもらって、そして帰ってく、それだけにとどまらずですね、来ていただいた方々に中身がわかるような説明の仕方ですとかそれに伴う人的なものも配置するとかやはりもっといってシアター的な目で見ているいろいろなことがわかるようなシステムですとか、今までにない機能も備えてこうしたものをこれからつくる施設ですので充実をはかって、今言われたようなことについてはやっぱり真剣に議論の中に入れて位置づけてまいりたいというふうに思っております。

4 夏目 ただいまのお答えを聞いていますと、施設の内容では現状のまま、そして手法について自立をはかっていくというようなことですが、少し私は観光資源としてはどうかなというふうに危惧はしております。

あと時間がございます、4番と7番についてお伺いします。蟹江町との交流協定を結んでグリーンパークのほうへ交流を促進するというこのようですが町内にはいろいろな、町長の公約ですと町内の学校と町内公共施設利用、これを交流協定を締結しながら町民とのあらゆる団体との交流を前向きにその仕組みをもっていくということのようですが、とりあえずは蟹江町としての協定が結ばれてこれから進んでいくわけですが、その他に現在内々で提携を模索しているような動きはあるのか、この辺をお伺いし、そして最後に7番の介護施設やすらぎの里ですが、これは現在1室2名ということで、要するに相部屋になつとるわけですね、定員は50名これはわかります。ただ、現状の中でああいう介護施設が相部屋というのは現状にはやはり合わない。したがって、民間業者で介護のところ要するに重度介護者のところ施設なんかを誘致するという構想はいいんですが、まずはやすらぎの里のほうの相部屋を改修しながら施設を増築し、施設の利用のしやすさをですね、増進しながらそこを基準としてああいう施設が

あるならば重度介護施設も設楽町の辺にもってこいじゃないかというようなPRをしながらですね、誘致を進めると御提案したと思いますが最後にこの2点だけをお聞きして質問を終わります。

町長 町外諸団体と学校等、こうしたところと交流協定を結んだりしてそうした態勢をつくって町内の施設を有効利用ができるようなシステムをつくりたいという思いの中で先ほど申し上げたように、とりあえずは蟹江町さんが好意を示していただいて、設楽町の施設を使いたいと声も手を挙げていただけましたものですから、ぜひこれを充実化させようということで今回こういった協定に臨んでいくこういう流れになったわけでありまして。したがって私の思いとして、やっぱり相手があることでございますけども、相手の方たちも私どもの町のことを考えていただいて、我々もそちらの町のことを考える、そういうような結びつきができることで私どものこうした施設を使ってもらえるそんな場面を多くつくっていければいいと思っております。さらにですね豊川流域、これは尾張と三河という接点でやったわけですが私はもともと豊川流域の上下流の市町、ここの交流というかお互いがそうした関係を深くしていくということは重要なことだと思っておりますし、すでにダムを通して下流の人たちが設楽町へいろんな形でそういった施設を完備していただいたり、利用していただいとる。そういう中で、直接は田原市と姉妹提携をしておりますし、またそれにこだわらず豊橋でも豊川でも蒲郡でも一緒になってそういう方法を利用が高まるような、そういう方向を示してまいりたいと思っております。

そして介護施設ですが、申し上げたようにやすらぎの里はですね、介護保険の適用施設でなるとるんですが、これは家庭的、経済的な生活困窮者がおみえになるわけです。そうした方々を優先して受け入れていこうという施設なわけです。したがってですね、そういう該当になる人たちが今50人のところ46人となっておりますが、今後そういった人たちをもっともっと入れて施設を拡大してやっていこうということになりますとね、やはり人間の人的なものですとか、これは職員の話ですがそういったところも含めた委託部分についての事業費が加算していこうと思っておりますし、運営費への増額ということにつながっていくというふうに思います。したがって、今現在のところはここの定員の中で推移しておりますので、このやすらぎの里については現状維持で当分の間は経営を継続してまいりたいというふうに思っております。

4 夏目 ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長 これです、夏目忠昭君の質問を終わります。

なお、せっかくの一般質問でありますので、時間に余裕を持った設問を

今後、議員各位お願いしたいと思います。

議長 次に、1番金田敏行君の質問を許します。

1 金田 議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがい2つほど質問させていただきます。まず地域づくり支援事業の後継事業について質問します。平成22年度よりはじまりました地域づくり支援事業ですが、開始当初はいつ、どこで、だれが、何を、どのように行えばいいのか全くの手探り状態でありました。各区の区長さんはじめ、リーダーやそして実行委員の皆様方の御努力のもと、それぞれの地区の皆さんが持ち出した案を検討し、された計画も順調に進んだ行事もあれば、トラブル続きの行事もありで、相当ばたばた続きであったと思われます。そのような行事も、継続は力なりということわざのように、年が過ぎ継続されていきますとその行事内容にもかなり改良、改善され中身の濃い事業になってきたと感じているのは私だけではないと思います。地区別にさまざまな行事があります。地区の防災訓練や美化運動、あるいは地区の道づくりや草刈り、あるいは地域の区民の高齢者に対する健康体操や区民が集う集会を実行したり、子供会会員を社会見学や工場見学に連れて行ったり、その行事内容はほんとに多種多様であります。また、ある地区ではこの事業で購入した防災器具を毎月交代で各組の単位で集まり点検し、その折に防災倉庫内の機械器具や防災器具の設置状況やその備品内容を把握したり、機械器具の操作方法を習得したり確認するなどその内容の充実ぶりには目を見張るものであります。またこの事業のもつ趣旨にマッチしたものではあると思います。この事業がはじまるまで防災倉庫そのものがどこにあるのか全く知らなかったり、あるいは防災倉庫の鍵がどこにあるのかも誰が持っているのかもわからない区民が本当に多くいました。この5年間で反復訓練会をしてきて区民の皆様にもわかってもらえてきたものと大きな収穫があったものと思われます。そこで質問です。このように事業実施開始から5年間の継続事業も本年度で終了する予定ですが、せっかく地区の皆さんが今までに築き上げてきた地域づくり支援事業を終了し、断ち切るのは本当にもったいないと思います。先ほども申しましたが、継続は力なりといいます。来年度からも地域づくり支援事業の名称は変えてもその内容を今まで通り継続してほしいものと思いますが、そのような計画があるのかないのかお聞きします。

次に2点目です。設楽町広報防災無線の使い方について質問します。今春4月11日金曜日、午後1時半頃ですが津具地区でごみを焼却中に風におおられ、下草に燃え移り消防署や設楽津具分団の消防団員が出動し約500

平方メートルを焼失する火災がありました。懸命の消火活動に協力された地区の皆様方をはじめのおかげ、隣接林地の山林に延焼する直前で鎮火できたのは、不幸中の幸いであったと思います。この火災で新城消防署本署並びに設楽分署、役場特設隊、津具分団消防団員、設楽警察署等多くの関係者が緊急出動し、消火活動をしたわけであります。その際に設楽町の広報無線では津具地区には火災発生情報が放送しましたがその他の地区にはなんら放送がありませんでした。町民は緊急出動した車両を見ながら、いつ、どこで、何があったのか知らずじまいでした。火災現場近くに親戚あるいは身内の方がいる方もおられたと思います。ドクターヘリが緊急時に離発着する旨を事前に広報無線で町民にお知らせすることがあります。この放送は大変大切ですし、町民に対し親切な放送だと思います。そこで質問です。せっかく設置されている広報防災無線ですから、非常時にこれを使用しないのはもったいないと思います。ことをいわずらに必要以上に大げさにするつもりはありませんが、せめて火災発生の一報と消火活動の状況とまでは言いませんが、どの消防分団が出動しているのか、そして鎮火時、消火活動に対する協力お礼の放送ぐらいは町内一円に最低でも流してほしいと思いますが、役場内での放送の取り決めはどうなっているのかお聞きします。そのような放送を緊急災害時などことがあるたびに放送することにより近く想定されている大地震や大雨、台風などの災害時の放送に役立つと思います。防災訓練時の訓練だけでなく日常の緊急時の放送をすることで、いざというときの放送がきめ細かくできるのではないのでしょうか。常日頃の訓練や経験を大切に使うことができたらいいと思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。以上2点をお伺いして私の質問とさせていただきます。

企画課長 それでは最初の地域づくり支援事業の後継事業についてお答えさせていただきます。地域づくり支援事業は、住民同士の連携の強化と地域コミュニティの活性化を目的としまして平成22年度から実施してきました。均等割りとし世帯割りにより交付金を算定し、最も少ない区で年額24万4000円、多い区で99万6000円、町内35区に対し1年あたり総額1600万円弱の交付をしてまいりました。区を単位とする初めての交付金事業だったこともあり、交付金の活用状況は区によってさまざまな内容となっております。多くの区で取り組まれた活動内容を紹介しますと、共同での草刈りや樹木の植栽や管理といった環境整備の活動が28の区で実施されております。また、自主防災事業として、防災訓練の実施や防災備品等の購入、配布が21の区で実施されております。これらの活動を通じて、住民連携やコミュニティの活性化に寄与することができたと考えております。ただ、行政区

が行う「自ら考え自ら実践する」地域づくり活動への支援として、初めて実施した交付金事業であったため、コミュニティの活性化にうまく活用している区もあれば、交付金の活用方法に悩む区も少なくなかったようであります。また、交付金の使い道を細かく限定することなく、地域づくりに寄与するものは幅広く認めてきたため、区によって使い道はさまざまでありましたが、目的に沿った使い道かどうか検証してまいりました。

以上のことを踏まえ、来年度以降の本事業につきましては、継続することを前提としておりますけれども、対象とする事業内容の精査、交付金額の考え方、申請や交付の方法を再度検証し、早めに制度を構築し、関係者が来年度に向けた準備ができるよう公表していきたいと考えております。

総務課長 それでは、金田議員の2点目の防災無線の使い方についてお答えをいたします。まずはじめに、本年4月11日に津具地区で発生しました、生活ごみの火が燃え移った火災につきましては、津具地区を含め町内全域について火災発生の緊急放送は流していませんでした。

それでは、設楽町消防団の火災出動への対応について説明いたします。消防団員及び地域支援団員の一部は、豊橋市消防指令センター及び新城消防署の緊急火災メールを受信できるように登録をしています。その緊急火災メールを受信した団員は、各消防詰所に集まり現場へ向かったり、出先にいる者は直接現場へ向かう場合もあります。また、本部員及び分団長については、このメールのほか、役場から出動確認の電話を受け、確実に出動できる体制をとっています。広報無線での放送につきましては、緊急火災等のメールを受信した後、速やかに町内一斉放送をすることは基本であります。しかしながら、昨年12月9日の緊急火災メールの受信について一斉放送を行った際、火災場所に関する情報が錯綜するとともに、実際は火災でなく畑の野焼きであったなど、メール内容が間違っていて、その放送を聞いた住民が驚いてしまう事例が発生しました。なお、当然のことながら誤報であった旨の放送は流しています。今回の4月11日に発生した火災につきましては、前回のような誤報という混乱事態を招かないよう、一刻も早く火災現場、火災状況を確認して放送を流そうとしましたが、近所の住民やメールを見た団員、地域支援団員等がいち早く現場に駆けつけ、初期消火が行われ、支所管理課職員及び消防担当が現地を確認する前に、幸いにもすぐに鎮火しましたので、火災発生及び鎮火の一斉放送は行いませんでした。放送の取り決めにつきましては、緊急火災メールを受信した場合、全町に一斉放送を行い、その後、鎮火の情報があり次第、鎮火の一斉放送を行うことが基本であります。今後につきましては、この基本に基づき、火災等の一報が入り次第、誤報を恐れず、まず町民及び消防団員へ

の周知という面で、全町一斉放送を流すとともに、山林火災等、場所や状況が不明な場合でも、まず確認し、正確な情報が収集でき次第、再度防災無線でお知らせするなど、臨機応変に対応していきたいと思っております。また、誤報の場合は誤報の旨の放送を、鎮火した場合は鎮火の放送を全町一斉で行い、住民が安心できる情報は適切に放送していきたいと考えています。以上です。

1 金田 最初に地域づくりのほうからもう一度もう少し質問させていただきま
す。今、課長が言われましたとおり、この4年間いろんなことがありまし
て5年目になつとるわけですが、確かに私の聞いているところでも各
区によってかなりの温度差があることは聞いております。その内容も全然
さまざまでありますけども、次年度からも名前を変えてでも継続したいと
いうことでありますが、やはり担当している方はですね、準備期間にせめ
ても3ヵ月くらいはほしいと皆さん考えておると思っています。今までの経過
を踏まえ、何がいいのか悪いのか、これは削除するものなのか、あるいは
新規につくろうと思うものなのかいろいろあると思います。どうでしょう
か、私はこの時期というのは、私はなんとか9月くらいまでにまとめてい
ただきたいと思うんですけども、9月という時期は難しいですか。

企画課長 できるだけ急いで策定をしたいと考えておりますけれども、当初予
算にまず金額を盛る根拠として、どういったことが考えられるのかという
ことと制度設計を並行して行っていきますので9月にはできますというふ
うにお答えできればいいわけですが、秋中にはなんとかしたいなど
考えております。

1 金田 やっぱり予算編成の関係があれば12月上旬には何もかも決めなきやい
けないのかなと思われるんですけども、実は我々もいろいろなところで
考えていたときにですね、いままで反省して町民からですね、この事業は
いいね、継続してほしい、この事業はどうでもいいっていう言い方はない
んですけども、縮小したらどうでしょうかという意見があるんですけども、
これをやっぱりまとめるには3ヵ月くらいかかるんですよ。ですから秋ぐら
いまでにはなんとかという考えが言われましたけども、できるだけ早くに
やっていただきたい、そして補助金のほうもですね、高額の金額をもらっ
ている区とあるいは少人数のために少額になっているところもありますけ
ども、この区をですね、2つの区を1つにするという考えはあるのかな
いのかお伺いします。

企画課長 現在、若者の設楽町愛創造事業ということで5人以上の団体であれ
ばというような事業をやっております、先行事業として今やつとるわけ
ですけれども地域、区、組それ以外にも門戸を広げていきたいと考えてお

ります。

1 金田 多方面にですね、いろいろ幅広く広げていただければと思います。

次に防災無線のほうですけれども、今課長のほうから今後は基本的に誤報を恐れず、やっていきたいという返事をいただきました。私は誤報というのはあってはいけないことではありますけれども、誤報により出ることにより騒ぎになることもあろうかと思えます。ですから誤報はあってはいけないことですけれども、確認する前にですね、この間の消火活動、この間っていうのは4月11日の話ですけども、私も実は火災現場までとんでいきました。そのときには鎮火しておりました。見ると地区の住民の方がですね、すすだらけになって消火活動してくれたんだなという姿が見れました。ですからそういう人たちのためにもですね、せめてやっぱり感謝の意を込めてですね、鎮火お礼の放送くらいはやっぱりしてあげてほしいなど痛切に感じたわけです。鎮火の一報をですね、やはり親切丁寧にこれからも続けてやっていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

もう一個ですね、最近防災ヘリが降りるときに広報で流すわけですけども、これは田口だけでなく津具、名倉でもやっているわけですか。

総務課長 防災ヘリが降りれるのは津具、田口のヘリポートがありますので、そちらのほうへ訓練で定期的に来ることは当然あります。その点については防災無線のほうで流してますけど、ドクターヘリ的なときのものについて流してることはないと思えます。

1 金田 そちらのほうは今後流す予定はないですか。

副町長 ヘリの訓練につきましては、近所の皆様方大変な音とかですね、また風等がありますので、事前にお知らせをするような形をとっております。ただ緊急の場合ですね、ヘリの要請につきましては新城消防から直接行われます。その内容につきまして設楽町のほうに連絡はございませんので、その辺の放送ができかねるということもございまして。その辺の判断は消防署がやりますし、消防署はそのヘリの着陸の態勢をとるということでなかなかいろんな作業をしなければなりませんので、なかなか設楽町のほうまでドクターヘリが来るよというような放送が入ってこないという状況がございまして、そういう緊急時には放送ができないという状況もあります。

1 金田 そちら辺を今後の課題としまして、できるだけ町民には知らせたほうがいいんじゃないかなと僕は思うんですね。ですから検討課題として残しておきたいと思うんですけどお願いします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思えますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時45分まで休憩といたします。

休憩 10時31分

再開 10時45分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に11番土屋浩君の質問を許します。

11 土屋 通告に従いまして、「設楽ダム水源地域再建基本計画」について、現在の設楽町の考え方、そして具体的にどうしていくのかについてお聞きしたいと思います。設楽ダム建設事業に関しましては、昨年末の大村愛知県知事による方向性の決定を受けまして、国土交通省によって実施をされていた再検証に、結論が出されました。そして、本年4月25日に設楽ダム建設事業が継続されることが、正式に発表をされました。平成21年2月5日に建設同意に関する調印がなされて5年、計画が持ち上がってから41年という本当に長い時間を要して、ここにたどり着いたわけではありますが、この事業は大変多くの方々の御決断の上にあるということを忘れるわけにはいきません。今後この事業は、設楽町が建設同意をするにあたって国、県と交わした7項目の建設同意のための確約事項の内容に沿う形で進めていくものと考えられます。その中には長年議論がされてきました37項目の事前確約事項も含まれていますが、「確約事項」とは読んで字のごとく「必ず実行するとはっきり約束をする一つ一つの事柄」ということです。着実に実施されることが当たり前だと思っておりますので、そのことについて質問をするものではありません。そこできょうは、設楽ダム建設事業の継続が発表され着実に進めていくであろうこのタイミングに、設楽町が設楽ダム水源地域整備計画を見据えた地域の整備や振興策、そして産業振興に関してどのように計画しているのかをお聞きをしたいと思います。設楽ダム事業における「水源地域整備計画」は、水源地域整備事業、水源基金振興事業、一般行政事業から成り立っています。その内容は国道・県道・町道など道路網の整備であったり、簡易水道の設備の更新、下水道の整備、公営住宅、先ほどの質問にもありました歴史民俗資料館整備や、ダム湖周辺の整備などが盛り込まれています。しかし、その全体像がどんなものであるかということに関しては、町民の方にとってもなかなかわかりづらいものではないかと思っております。設楽ダム計画は再検証によって5年ほど、遅れていると思っておりますが、当初の計画ではダムの完成予定の平成32年までに全ての事業が終了する予定であったと思っております。今後10年くらいの期間には着実に整備が進められていくものと思っております。10年間という短期間に事業がどんどん進められていくわけです。

ので、設楽町としましても、その振興計画を早急に示し、町民の方の理解を求め、国、県、下流の受益を受けられる自治体にできる限りの協力を求めて行く必要があると思っています。そして、このことを考える上には、設楽町が「水源地域整備計画」を検討する基礎資料として「設楽ダム水源地域再建基本計画（素案）」を策定していますので、この計画についてお聞きをしたいと思います。この計画の目的は、「水源地域となる設楽町の地域振興を図り、ダム建設を契機として、生活環境、産業基盤等を整備するための総合的な振興計画として水源地域整備計画に基づく事業等を検討する際の基礎資料とする」となっています。そして、概要としては、「平成12年6月に策定された「設楽ダム関連地域振興計画」における提案事業をもとに、地域の現状と課題を踏まえた「地域振興の基本方針」を設定するとともに、提案事業の具体化、深度化、実現化方策の検討を行い、「地域再建の基本計画」としてとりまとめたものである。」となっています。この「設楽ダム水源地域再建基本計画（素案）」を読み返してみますと、基本となる考え方や地域別の整備の方向性など、かなり細部にわたった計画が策定されています。平成15年につくり上げられた計画ですが、当時の皆さんの思いの詰まった計画であるように感じました。これから進められる地域整備や振興もこの計画に沿ったものになると思っています。しかし、年月の経過とともに変わってきた現状に合った計画とするための見直しを早急にして、方向性、計画が見えるようにする必要があります。そこで伺います。設楽ダム事業の継続が決定された今、設楽町が現在考え、現状に合った水源地域の地域振興、生活環境、産業基盤等を整備するための総合的な振興計画としての「設楽ダム水源地域再建基本計画」を具体的に示す時だと思いますが、どのように考え、どのような計画としていくのかについてお聞きします。

次に、水源地域整備計画には入ってはいませんが、先ほどの総合的な振興計画の中の、産業基盤等の整備につながることでお聞きをしたいと思います。私は過去何度か「設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議」に関して質問をしてきました。検証中ということで棚上げになっておりましたが、先日の議会全員協議会において設楽ダム工事事務所長より今後の継続と、基本的な考え方に変わりはないという回答をいただきましたので、設楽町の考え方、姿勢をお聞きしたいと思います。設楽ダム計画の中には、水没する300ヘクタールにおよぶ山林から伐採される木材や枝、葉の有効活用の検討がされる「設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議」が設置されており、実証実験の計画まで含まれていると思っています。このことの産業基盤の整備としての今後の位置づけと設楽町はどんなふう考えているかをお聞きします。最後に、設楽ダム事業が進められて行く中で、これらの計画や方向性に

ついて町民の皆さんに説明をして理解をしていただくことが大変重要と考えます。そこで設楽ダム建設事業を見据えた地域整備、地域振興、産業振興の計画についてどのような形で町民の皆さんに説明、理解を求めていくのかをお聞きして一回目の質問としたいと思います。

ダム対策室長 それではダム対策室からお答えさせていただきます。まず1番ですが、平成12年度に町長の諮問を受けた審議会からの答申を基に、「設楽ダム関連地域振興計画」が策定され、その具体化に向けて調査検討し、平成15年3月に「設楽ダム水源地域再建基本計画」を、その後「設楽ダム水源地域再建実行計画策定調査報告書」を作成し、平成18年8月の議会全員協議会及び設楽ダム特別委員会において、議員の皆様にお示しし、また、町民の皆様にも地区説明会を開催し説明してまいりました。その後、その報告書をもとに、平成19年12月に「水源地域整備計画に係る設楽町(案)」を作成し、議会への報告後、県に提出し、県は平成21年3月には「設楽ダム水源地域整備計画」、「水源地域振興計画」を作成しました。今現在、町、県ではこの計画に基づき、ここに位置つけた事業を進めているところであります。今後は、過去において策定した計画を、改めて議会、町民の皆様を示していく必要があると考え、計画はこれを示したうえで、着実に実行していきます。また、事業全体が把握できる資料を作成し、わかりやすく町民の皆様にお示ししていきます。

続きまして2番ですが、設楽町森林資源活用プロジェクト会議は、設楽ダム工事事務所が事務局となり、国、県、町の関係行政機関で組織するプロジェクト会議でございまして、設楽ダムの検証中ということもあり中断していましたが、今後は、ダム事業も継続となったことから再開する予定と聞いております。町としましても、設楽ダム森林資源活用プロジェクト会議に参加し、国の事業と連携してダム工事期間中に発生する非有価木等の利活用と有益化を図り、将来の設楽町の森林資源活用、林業振興にもつながるよう努めてまいります。

3番でございしますが、設楽ダム事業が進められていく中、国による県道設楽根羽線をはじめとする付け替え道路工事、設楽ダム水源地域整備計画、水源地域振興計画に基づく県による国道、県道整備、町による町道、林道整備やダム湖周辺整備等が進められていきます。今後は、町長と町民との懇談会の場で直接、計画、内容をお示しし、あわせてわかりやすい資料、パンフレット等を作成し、町民の皆様にご説明していきたいと考えております。

- 11 土屋 私が読んだのはですね、設楽ダム水源地域再建基本計画の素案ということですので、そのあとで実行計画が出されたということです。それは私、見ておりませんが、これに沿ったものであることは間違いのないと思っていま

す。この中にはですね、大変細かく将来の計画が書かれておるわけですね、先ほど町長の公約についての質問などもありましたが、例えば新たな出会いと交流を生み出す観光情報発信ゾーン、これは清崎地域のことですね、それから農を通じた出会いとふれ合いの体験交流ゾーン、これが名倉地域、ダム湖の周辺に関することも丁寧に書かれております。細かくどんなことをするんだということが触れられているものと触れられてないものとあります。この中に先ほども話題となっていました、ショッピングセンターの計画も載っています。これは商工会が中心となって建設を予定するショッピングセンターの整備用の用地の確保と造成をやりましょうと書いてありますね、多分これがもとであるだろうというふうに思っています。これも先ほど出ていました、歴史民俗資料館ですか、これはダム直下流地域整備事業（仮称）その中でダムサイトに向かう南の玄関となるあたりの観光ルートの起点としての位置づけやこういうものを整備して将来こういうふうにしていくんだというようなことも書かれています。名倉地域ですとこれは実現が可能なのか不可能なのかわかりませんが、クラインガルテンの整備事業の計画も載っております。私が聞きたいのは、今までにですね、検証ということもあったり、計画の段階だったりとということで、どういう扱いになっていたのかわかりませんが、これから進むということがある程度決まったわけですから、その中でですね、これに対して見直しをしてかないかんと思っています。先ほど言われましたように時代の進歩とともにですね、現在可能なことだとか、もっと変わったほうがいいことだとか今の時代には合っていないことというのが多分たくさんあると思います。これをですね、精査をして10年という短い期間の間に工事が進んでいくわけですから、早く皆さんにお示しをして、これは町民の皆さんも国、県、下流域の皆さんもそうですが、設楽町はこんな計画であるんだということをちゃんと見せなきゃいけないと思っています。それに関する見直しというのは、現在されておるんでしょうか。

町長 設楽ダム水源地域基本計画の内容、また、これをもとにこれからこの町の将来にわたって大変重要な課題という位置づけの中で、そういう御認識をいただいた中で今御質問いただいたというふうに私は認識しております。そうした中であって再度御質問していただいたようにですね、当時から将来の設楽町をこの設楽ダムが出現することによってどういう町にしていこうか、そのことを多くの人たちによって議論され、また協議をし、今のこうした計画が成り立っておるということは御質問されたときの過程のとおりでございます。そして、これをですね、今まで決めてきて、そして我々当事者、我々というのは役場執行部はもちろん議会の皆様方、そして町民の代表の人とも一緒になってこれを固めてきたものが、いよいよ日の目を見るというか、

実現に向けて動き出す、そういう時間になってきたという認識をしております。したがってですね、その中身をどうやって実はこういうものがあるんだと、そしてそれに基づいてダムの建設同意にも及んだ経緯もあるんだと、そういう背景になる、もとになるものであるということを広く改めて町民の皆さんにお示しをする必要があるというふうに理解をし、考えております。そこで御質問をされたようにですね、今まである計画内容をこれから将来の町にとって本当に必要か、また既に進めさせていただいておる、これは必要という位置づけがあるがゆえに、もう我々は予算化を図って逐次進めてきとるわけです。今やっております、ここの子どもセンターですとか図書館ですとかさらには言われる郷土資料館ですとか、そしてこれからやろうとする下水の整備ですとか、そういったものは全てそういうところの位置づけの中で動かしていきます。しかし、これから本当にさらにもう一度、利にかなった今の現状にあってこれから設楽町にとって本当に必要かどうかという部分については、そのことをもう1回ひっくり返してしまうのではなくて、あるものを基盤としてより充実化させる。そういう観点に立ってみんなで精査していく必要があるというふうに思っております。その作業はですね、実は今年度から改めて、町の全職員を対象にしてですね、こうした計画があること自体をわかっていない職員もおります。そうしたことを含めながら、中身を精査し担当部局と調整を図りながら、これをまた議会のほうへも御報告させていただき、そしてそこで審議を仰ぎながら進めてまいりたいと、こういうふうに思っているところであります。

- 11 土屋 町長が言われるとおりでですね、私もこれ久しぶりに出して読んだんですが、本当に丁寧にいろんなことが提案されてものすごく丁寧に書かれておるんですね。ですが、言われるとおりで時代に沿ってないものもあったり、済んでしまった、例えばすいすいパークの下のゲートボール場ですか、あれもこの中の計画に入ってるんですね、もちろんこの庁舎も入っているんですが、そういう済んでしまったものもあります。ですが、こういうことって意外に町民の方も知らない方が、どんな計画に位置づけられて、どういう整備、どんなコンセプトに基づいてどういう整備をされるんだということとはなかなかやっぱりわかる機会がありません。見直しをされるということですが、役場の内部だけでされるというようなお考えでしょうか。議会としてはもちろん説明を受けて、議会は議会としてきっとこのことについては精査をされていくんであらうと思いますが、その辺は例えば下流、県を交えてやるのかその辺はどうでしょうか。

町長 基本計画そのものは、既に中身をお話を申し上げると恐縮なんですけど、実施に向けた事務的な手続き、これは例えば設楽町また愛知県等が、また下

流も含めてその事業を進めていく裏付けとなる方法論としてその国からの事業認定等いただいております。これは御存じのようにダム関連で進めていくとする事業の中には水源地域対策特別措置法、また水源基金事業によって行われる事業、そしてそれ以外もやはり自治体が精査する中で単独で進めていく事業、そういったものすみ分けの中でこれが成り立ってきていると、基本になるのはそれを崩そうというのは考えておりません。しかし、その中に位置づけた事業であっても規模の話ですとか、それから方法。方法というのはその事業の、今回やろうとする例えば郷土資料館であれば、当初目的であるこれだけの規模のものを具体的に、今回設計等をあげていく段階でまた訂正を図る部分があるかと思えます。そういう中身的な是正を図るといのはその都度、事業をおこす際にはやっていかなきゃいかん、そんなふうに思っております。そこが基本ということ、さらに事業メニュー全体で本当にこれが将来いるのかどうか、既にそれにかわるものもできあがるとるんじゃないかとか、またそのことをやる手法に基づいてやるのであれば、こういう方法でやったらどうかというような個々の事業メニューに対して、我々一度町の内部でもそれは精査しようというふうに思っておりますし、それをまたそこで位置づけていった。そのことをやはり議会の皆さん方にも御報告申し上げ、またダム特別委員会のほうで御審議されるかとは思いますが、そういった席の中でも一緒に協同政策として方向性を一つにまとめて、動かしていく必要があると、いずれにいたしましても今までこうして固めてきたものが、いよいよ町全体の中の事業計画として日の目を見て動かしていくという状況になりましたので、広く町民の人たちにわかりやすいこうした事業を全体の中に位置づけがされるんだというようなものを見やすくまとめて、これをやはりお伝えしていく、そういうふうにする必要があるかと思っております。さらにいま申し上げたように議会の皆さん方の御意見を踏まえる中で、それも同じレベルで調整しながら進めてまいりたいと思っております。

- 11 土屋 よくわかりましたが、先ほども言ったんですが多分10年くらいの期間のうちに粛々と進んでいくわけですね、設楽ダムの事業というのは。その中で設楽町が思うことを思う形にしていくということですので、総合的に、最終的にどういうものを描いて、どういう形にしていくんだということはあるべく早い時点で皆さんにわかりやすくする必要があるのでありますが、いつ頃までに総合的にこういう計画がですね、皆さんにわかるような見直しやそういうことをされる予定ですか。

町長 今の作業を進めていく過程の中でまとめあげたものを一度最終的な将来の町のあるべき姿っていうもの見えるようにする作業がありますので、パンフレットの作成ですとか、そういった時間を要することもあるとも思いま

すが、今年度はもちろんその作業に取りかかって進めてまいります、来年度中早い時期くらいまでにはまとめあげて皆さんにお知らせをしたいというふうには思います。

- 11 土屋 そうですね、なるべく早くお示しをしていただきたいと思います。ダムができるのだということではなくてですね、ここに関するところは設楽町にとってはなにより大事なことであると思っております、それはやっぱりなるべく早い段階でお教えをいただきたいと思います。

次にですね、森林資源のプロジェクト会議についてお聞きをするわけですが、ダム事業が継続して今までは、計画であったり検証中ということでありましたので、実際にどういうふうになってくというような話ではなかったかと思えます。実際に動いていくわけですので、その中でですね、このプロジェクト会議の中で設楽町が目指す最終的な到達点はどこですか。これは町長でも企画課長でも結構です。最終的な到達点をお教えてください。

企画課長 お答えになるかどうかわかりませんが、私の古い復命書を出しますと、森林資源の低コスト大型活用システムの実現による需要や価値の創造、三河材のブランド化、上下流による資源循環と官民連携による産業雇用創造、木質バイオマスの下流地域による利用、上下流連携による樹種転換の促進と観光活用だとか、ダム建設を契機とした新たな地域振興モデルの構築ということがうたわれております。具体的な姿、今現在私が考えるとすると今我々が検討してきた木質バイオマスの小規模な発電の熱利用を伴う、地域エネルギー循環システムの構築というか実証をやっていただけたら私個人的にはすごくうれしいなと考えております。以上です。

- 11 土屋 私も大変それで結構だと思います。公の席ですので国や県に向かってですね、設楽町はここまで考えとるだぞということは大いに言っていたと思います。これはきっとダム事業5年間遅れてます。5年間遅れたことに対する考え方というのは人それぞれ、さまざまな意見があります。私は、この5年間遅れたことでですね、設楽町が考えとることが変わったりこういうふうな方向を示したということにですね、国や県がですね、そこに理解を示して協力していただけるということが5年間遅れたということに対する意味合いだというふうに考えております。ぜひこのことは声を大きくして言っていたきたいと思います。ぜひ実証実験をしていただいでですね、設楽町でそういう事業を興していただきたいと思います。これは私が、確かな話ではないですので、聞いていいのか悪いのかということもありますが、一つ話としてですよ、この木をですね、切らずに沈めてしまうという計画があるというふうにお聞きをしました。設楽ダムの水没をする木をですね、切らないんです。立ったまま沈めましょうという計画も考えのうちにはあるんだと

いうこととお聞きをしました。私、林業に携わるものですから、いまの林業の現状を見ておりますともものすごく環境の影響ということを除けばですね、ものすごく納得がいくんですね、絶対立って沈めたほうが安いです。必ず安いです。枝葉の処分もせんでもいいです。この間、工事事務所の所長のほうから現在の計画において変更はないということですので、心配はしていませんが、こんなふうになるとですね、今、課長が言われたようなことを根底から私は崩れてしまうと思ってます。その辺はどうですか。そんなような話はお聞きになったことはありますか。

町長 まず最初に今、企画課長が申しあげました今後の町としてのダム事業に関わる木をどういうふうに生かして町としての方針を定めていくかという点につきましては、やはり今の木材を多面的な利用、エネルギー源だったりそれを使用するシステム化、実証実験、そういったようなものを含めてこれを進めていくように国、県ともう一度改めて町としてもその向きをお伝えし、方向性を見出してそういった状況をつくりあげていきたいと、こう思っております。

そして、今言われた二つ目の立木のままダム湖の中へ沈めてしまって水だけ確保すればいいのかという、そういう考えを聞くことがあるか、また承知かという話なんです、その件については、仮にそういうことがないとも限らないという心配の中から、一度私のほうから国のほうへ問い合わせをし確認をしております。その結果によってですが立木のまま沈めることはない、これはもう確実に我々と国との話の中でそういう確認はできておりますので、そのとおりでというふうに思っております。

11 土屋 私もそんなことはないと思いますし、そんなことがあってもらっては困りますんで、そういうふうであるというふうに思っています。

最後にですね、私たちもですね、設楽ダムができてその後のですね、地域整備がどういうふうにできるのかというのはですね、図面なりなんなり、ダムの特別委員会や議会の全員協議会においてですね、予定をお示しをいただいております。ですんで、およそどんなふうになるんであろうということとは想像がつくんですが、なかなか全体像としてどんなふうになるのかというのはあんまり見ててもわからないんですね、多分これは町民の皆さんもわからないと思います。私は津具ですんでよく言われるんですが、いま悲願でありました設楽根羽線が工事にかかられました。いまは取付道ですので、工事に入るための道をつくってますんで、実際の道路とは違いますよね、どういうふうに通っていくだんなんちゆう話をよく聞くわけです。私も見たことはないですが、確か設楽ダム工事事務所には将来の模型があるとお聞きをします。多分これ検証に一度見せていただけるような話であったと思いますが、

見せていただけなかったところをみると検証になったからかなというふうに勝手に想像するわけですが、用地の問題があるので簡単にできるとは思っていません。用地を確保するという大変な問題が残りますので、簡単なことであると思っただけですが、その模型の中にですね、将来どういうふうになってどういう道路ができてどういう地域整備をするんだということをですね、はめこんだようなものをですね、つくっていただければいいんです、設楽町つくらんでもつくっていただくんです。つくっていただくような考え方はないですか。

町長 ただいま御指摘をいただいたですね、過去に国、中部地方整備局、当時の設楽ダム調査事務所の時代にですね、設楽町民の皆さん方に理解を求めがために、ダム湖がこの町全体の中のこの位置に出現して、こうした湖が出現するんです、その周りにはこうしたものが配置がされますよというパノラマ的な模型というかそういうものが、実は当時の昔の役場の議場の前にもありましたし、奥三河総合センターのフロアの中にもあった時代がありました。当時のダム湖が出現するというエリアの中の話でつくられたものだということに認識はしておりますが、それと同等もしくは、また新しく今言われたようにダム湖中心とした周囲にどういったようなものが配置をされ、道路計画のどういうところがライン的にいくんだというようなものが作り上げることができるようにですね、私も1番見やすいのかな、それがわかりやすいかなと思っただけです。そうしたものが、作りあげることが可能かどうかというのを今後、国、県と相談をさせていただいて、そういった方向性をつくりあげていきたいなというふうに思っております。それとやはり何をおいても将来の町の姿が見える形でそういったものをつくりあげて、皆さんにお知らせすることが1番わかりやすい一つの方法かなとも思っておりますので、そうした方向で検討をしてまいりたいというふうに思っております。

11 土屋 ぜひですね、模型かなんかですね、道路がどういうふうになってここはこういうふうになるんだぞということがわかるとですね、皆さん本当にわかりがいいんだと思います。ぜひそれはですね、つくっていただくような方向で検討していただきたいと思います。41年かかってここへきました、これからほんとに短い時間の中で進んでいくことだと思っただけです。ですから、先ほども言いましたけども、検証等で5年間時間を費やしたということに関する考え方というのは、さまざまな考え方があることも承知をしております。継続が決定をした今ですね、私この町にとってはですね、これからの振興計画だとか地域整備、設楽町の将来像をどういうふうを描くんだということをですね、早急に決定をして、早急に町民の皆さんや国、県、下流域の皆さんにお示しをするということが何よりだと思っただけです。どうかですね、1日も

早くそういうことがわかるような形をとっていただくようお願いをしまして質問を終わります。

議長 これでは、土屋浩君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 昼休みの休憩時間を保証するテンポで質問をしていきたいと思えます。合併算定替えの終了に伴う交付税見直しに関連して質問をします。総務省は、合併市町村に関わる普通交付税の算定方法を2014年度から段階的に見直し、合併自治体の旧市町村役場を支所として、その機能維持の費用を14年度から算定に加える等々を決めました。この見直しによって、予定されていた合併算定替交付税の終了に伴う交付税削減額が相当程度縮小されることになりました。これは、合併自治体が、地域維持などさまざまな観点から旧市町村役場を支所として残しており、このまま一本算定に移行した場合、財政破綻になりかねないとして、政府に対して制度の改善を求めていることを受けたものであります。この制度によって、普通交付税の一本算定が、支所経費の加算によって引き上がり、削減額の3割から4割程度が緩和され、その他「人口密度による需要の割り増し」、「交付税標準団体の面積基準の見直し」などによって4割から5割程度緩和されると見込まれ、5年間の激変緩和期間についても削減額が縮小されます。今回の見直しがなく一本算定に突入すると全国レベルで9500億円の交付税削減になるところ、支所加算でまず3400億円程度が保障されることになりました。一本算定に向けて、行革や基金積立を進める一方、住民サービスの改善、拡充に消極的な対応をしてきたこれまでの財政計画は、いま一度見直す必要がでてきたのではないかと考えます。そこで以下質問をするものです。26年度から始まる算定見直しに伴う影響額はどの程度と見積もっているか。2、今回の交付税算定見直しによって町の財政計画の見直しはあるのか。現行の算定特例終了を見据えた行政改革、基金積立などのこれまでの進み具合はどうか。明らかにしていきたいと思えます。3つ目に交付税の削減縮小による財源増を福祉、住民サービス向上に振り向ける考えはないか。基本的なお考えをお聞きします。

次に平和首長会議の加盟について町長の所見を伺います。町長も2期目で、横山町政も軌道にのってきて、余裕ができて国の内外、いろいろなことに目配りする余裕も生まれたかと思えます。広島市、長崎市は、原子爆弾の投下により、一瞬にして廃虚と化し、数多くの尊い命が奪われました。原子爆弾は、戦後60年以上経過した現在でも、放射線による後遺症や精神的な苦しみを多くの市民に残しています。このような原子爆弾による悲劇

が二度と地球上で繰り返されることのないよう、広島、長崎両市は一貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けてきました。1982（昭和57）年、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時、荒木武広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、広島、長崎市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同を求めました。平和市長会議は、この「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成された団体で、国連NGOとして登録されています。現在、世界158カ国・地域6084都市の賛同を得ています。国内においては全国市町村の83%にあたる1454市町村、愛知県内では54市町村の70%にあたる38人の首長が賛同、加盟しています。また、東三河では北設3町村を除く5市全市が加盟済みです。住民の安全を守るという自治体の使命からして、核兵器のない平和な世界を目指すことは当然の流れであります。当町としても加盟する考えはないかお聞きします。

最後に東栄病院への応分の負担について質問します。町長は前議会で医師の確保、処遇改善等を目指して一定の額を拠出することを表明されました。これに先立つ3月15日新聞報道では「東栄病院に過大な負荷がかからぬよう応分の負担をしていく」と語ったとされています。報道及びこれに至るさまざまな経過がありますが、それらを念頭に、以下質問します。1、「一定の額」とはいかほどか。拠出金はどのような効果を期待するか。町と町民の医療環境は向上するのか。2、設楽町住民の東栄病院の利用状況はどうか。3、東栄病院の管理運営の財政状況をどのように把握したうえで、応分の負担をすることにしたのか。4、応分の負担をすることについて、町民に説明し理解を求める必要があると思うがどうか。5、条例や要綱等で明文化した上で応分の負担をするなら、その負担金を拠出するのか。以上、お聞きしまして第1回目の質問といたします。

財政課長 それでは財政課のほうから、合併算定替え交付税の見直しに伴う財政計画についてお答えをさせていただきます。合併特例期間が平成27年度に終了しまして、平成28年度から普通交付税の減額が始まります。具体的に申し上げますと、合併前の旧津具村と旧設楽町が今も存在するとみなしまして、合併から10年間優遇措置がされております。この合併算定替えが27年度に終了しまして、平成28年度からは新町1本で算定した金額となります。合併算定替えの金額との差額が5年間で段階的に減額され、最終年度には新町1本で算定した数字にするというものでございます。ちなみに、直近の平成25年度の交付税算定額で計算いたしますと、普通交付税総額が23億

8200 万円で、この場合の新旧算定額の差額は 3 億 7100 万円ほどとなっております。この 1 割相当額が減額される平成 28 年度は普通交付税総額 23 億 4500 万円ほどであります。3 割程度が削減される平成 29 年度には 22 億 7000 万円、5 割程度が削減される 30 年度は 21 億 9000 万円、7 割程度が削減される 31 年度は 21 億 2000 万円、9 割程度が削減される 32 年度には 20 億 4800 万円、最後の一本算定となる 33 年度につきましては 20 億 1100 万円と推移することが予想されております。参考までに、合併当初からの推移をみますと、平成 17 年度の普通交付税総額は 22 億 2500 万円ほどで、当初 3 年間くらいは減少傾向にありまして、平成 19 年度には 18 億 8800 万円となりました。その後は微増傾向となっており、平成 25 年度には先ほど申し上げました 23 億 8200 万円となっております。

最初に 26 年度から始まる算定見直しに伴う影響額、ということなんですが、先ほど議員さんからも言われたように、全国各地で、合併しても役場支所などの需要が減っていない実態を訴え、それを踏まえた措置とするように全国町村会や議長会などにより国に要望してまいりました。こうした要望活動を行ってきたところ、支所に要する経費の算定、人口密度等による需要の割り増し等が検討されることになりました。中でも支所に要する経費の加算について平成 26 年度から 3 カ年にかけて先行的に実施されることとなる模様です。なお、この加算措置につきましては、先ほど議員から説明がありました算定のイメージは示されておりますが、補正係数等の詳細はまだ示されておきませんので、現時点ではっきりした数字を示すことはできません。その他、議員から御指摘の合併算定替えの激変緩和措置の見直しについては、総務省から愛知県を通して、そのような通知は今現在届いておりません。御質問の影響額については、現制度上で見積るほかございませんので、先ほど申し上げました平成 33 年度までの見通しのほかお示しができません。

2 点目の今回の交付税算定見直しによって町財政計画の見直しはあるのか。また、現行の算定終了を見据えた行政改革、基金積立などの進みぐあいはどうか。ということですが、財政基盤の確立につきましては、町税、使用料等の着実な徴収、国、県支出金等の補助事業を中心とした事業の組み立てを行うなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、起債につきましては、この先の動向がはっきりわかりませんが、引き続き過疎債などの交付税措置があるような有利な起債を活用してまいりたいと考えております。また、歳出につきましては、事務事業の見直しを徹底しまして、選択と集中を図る中で優先順位をつけて事業量の調整を行っていかねばならないというふうに思っております。こうした取り組みを進めながら、基金積み立てをしまして、まちづくりに必要な予算の確保に努めてまい

りたいと思います。なお、財政計画につきましては、財政の見通しを常に把握していく必要があると思っています。この4月より、今後のダム関連事業や公共施設の維持管理等を踏まえた新たな財政の見通しの作成を進めている最中でございます。平成25年度決算統計や平成26年度普通交付税算定の結果が7月ごろにはまとまります。そのころには国から交付税算定の見直し案の概要等が提示されれば、これも踏まえて、新たな財政計画の第一歩として平成40年くらいまでの財政見通しの概要が今年中に示せばいいなと考えております。

3点目の交付税の削減縮小による財源増を福祉、住民サービス向上に振り向ける考えはないか。ということですが、加算分の用途については、あくまでも交付税は一般財源ではありますので、町全体的な予算の中で隠れてしまっていますが、基本的には住民サービスを維持していくための経費に充当すべきだと考えております。以上です。

総務課長 それでは2点目の御質問についてお答えします。ただいま、田中議員のほうから用意した原稿をたくさん説明していただきましたので、その点については重複しましたので省略します。この機構はですね、広島市長が会長を務めまして、先ほど田中議員が申されましたような加入状態となっております。なお、県内においてはですね、最新の情報では54市町村のうち39市町村が加盟しまして、72.2%を占めてます。以前は、「平和市長会議」という名称であったために、町村はあまり加入していませんでしたが、昨年8月6日に広島市で開催された総会におきまして、名称を「平和首長会議」に改称したことにより、全国の町村では、町が76.2%、村が72.7%まで加入率が向上しています。また、「核兵器廃絶」に関連する活動としましては、毎年、6月には「あいち平和行進」が実施され、新城以北は行進コースから外れているものの、本年も「あいち平和行進 東三河をともに歩く会」の関係者の方が4、5名事前に来庁されまして、「平和行進」の趣旨及び「核兵器廃絶」を訴えられるとともに、「平和首長会議」への加盟依頼がありました。また、秋には実際に広島、長崎で被爆された方々が、「平和行脚」ということでこの町を来庁されます。このように、唯一の戦争核被爆国として、世界に「核兵器廃絶」を呼びかけ、年々賛同の輪が広がる中、町村も加盟する組織に拡充されたことに伴い、新たな国、自治体が加入している全国的な動向や東三河における加入状況等に鑑み、さらには日本国憲法における「正義と秩序を基調とする国際的恒久平和の実現を希求する」理念は、国民共有のものであることから、改めて、平和首長会議の趣旨を認識し、加盟の手続に入りたいと考えています。以上です。

副町長 東栄病院への応分の負担についてということでお答えさせていただき

ます。まず負担金の支払先であります、北設楽郡医療等に関する協議会の設立の経緯等について説明をさせていただきたいと思います。つぐ診療所におきまして昨年3月末をもって非常勤医師がやめられることで、それまでの診療体制が維持できず、平成25年度につきましては、東栄病院から週2日、新城市民病院から週1日医師の派遣を受け、週3日の診療を維持してまいりました。豊根村診療所におきましても、常勤医師が去られるという事態になり、豊根村としましても医師確保に奔走されたと聞いております。こうした中、町村での医師の招へいには限界があり、東栄病院を核としながら3町村で協力して医師の確保を目指していくことを主眼として昨年末の12月24日、北設楽郡3町村で北設楽郡医療等に関する協議会を設立いたしました。協議会には、下部組織として部会を設置し、平成26年度における医師不足の対応方法、東栄病院の医療体制、つぐ、豊根、富山診療所の医療体制を協議してまいりました。結果、東栄病院や新城市民病院の御理解をいただき、つぐ診療所においては平成25年度と同様に週3日の診療が継続できることとなりました。また、豊根診療所と富山診療所についても東栄病院から合わせて週3日間の医療派遣を受け、診療が継続されることとなりました。しかし当面の体制はなんとか維持できたものの、とくに東栄病院の医師や東栄病院の診療体制にも大きな負担が生じる結果となりました。部会では医師の確保を喫緊の課題で協議を進めてまいりましたが、その過程で看護師、薬剤師不足の問題、せつかく医師を招へいできたとしても、どれだけ定着してもらえるか、定着してもらえるためのサポートや医療研修の仕組み、助成制度の確立、電子カルテの導入、薬剤協同購入、公設病院と民間医院とのすみ分け、在宅医療の確保などなど、次々と問題が噴出してまいりました。こうした今後の北設の医療をどうしていくか一朝一夕に解決することのできない、複雑で難しく、しかしながら早急に対処していかなければならない問題を、個々の町村で進めるのではなく、3町村協同で解決に向かっていることの協同認識を持ち、協議会にそれぞれの町村の負担金を出し合うことが合意されたものでございます。とても大きな問題で研究してすぐに結論や成果が出てくると楽観はできませんが、まず専門的な知識を持っている東栄病院のスタッフを中心として、問題点の洗い出しや北設医療体制の構築など計画づくりをしていきたいと思います。医師と同様に看護師につきましても、確保に苦慮している状況から北設の医療機関に新規に看護師として2カ年以上勤めていただける方に助成金を出す制度なども協議会で創設をしていきます。今後は北設3町村だけでなく東三河北部医療圏の中核病院があります、新城市との連携なども合わせて検討、協議していかなければならないと思っております。この協議の段階におきましては、当然、議会の皆さんにも御理解をいただ

なければならぬことも出てくるものと思いますので、折に触れて議会全員協議会や、委員会などで御報告や相談をしてみたいと思っております。以上です。

津具総合支所長 御質問の件につきましてお答えをさせていただきます。この件につきましては、ただいま申し上げましたように、北設楽郡医療等に関する協議会で決定されたことにつきまして、そこで決定されたこと、また、これからの考え方等を織りまぜながら答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひします。1番の「一定の額」についてであります。負担金といたしまして郡内各町村がそれぞれ300万円ずつ拠出し、北設楽郡医療等に関する協議会へ納入させていただきたいと思っております。本年度の主な事業といたしましては、北設医療の仕組みづくり事業、医師等招へい支援対策事業、看護師就労支援事業などでありまして、これからこのことにつきまして、北設医療に係る計画策定費、医師等の招へい費、医療従事者確保対策費等に取り組んでまいりたいと思っておる所存でございます。

2番といたしましての東栄病院の利用状況でございますが、過去5年間で申し上げますと、平成21年度延べ417名1.24%、平成22年度268名で0.79%、平成23年度312名0.93%、平成24年度289名で0.81%、平成25年度471名で1.36%の患者さんが東栄病院を利用しました。また、救急患者もございまして、平成21年度につきましては32名13.3%、平成22年度33名13.4%、平成23年度28名11.2%、平成24年度15名6.5%、平成25年度35名13.7%の御利用がありました。

3番のことでございますが、各町村での拠出は先ほども申し上げましたけど東栄病院へするのではございません。北設楽医療等に関する協議会へ負担金として支出をさせていただくものでございまして、その中には事業計画及び予算や規約を作成いたしまして、事業を行っていくものでございます。

4番目の東栄病院へ応分の負担をすることについてという御質問でございますが、町民への説明や理解を求める必要があるのではないかということにつきましては、その内容につきまして住民に広く伝えていきたいと思っております。方法といたしまして町の広報誌やホームページなどで周知をして3町村協同で進めてまいりたいとおもっております。特に、看護師就労助成につきましては、多くの看護師さんがこの助成を受けていただきたいので、詳細に広報をしてみたいと思っております。

5番の条例や要綱等で明文化した上での負担金の支出をするのかどうかという質問に対しましては、規約、事業計画書、予算書を作成して、目的にあった執行をさせていただきたいと思っております。以上です。

10 田中 あと9分でございます。手短かに質問したいと思うんですが、まず平和首

長会議の件でありますけども、これはぜひとも町長自身の御所見をお伺いしたい。簡単で結構ですのでお願いをしたいと思います。

町長 この平和首長会議につきましてはですね、いろいろ状況等を御説明していただきましたが、本来であればですね、こうした基本的には核兵器廃絶が叫ばれている中であって、当町が首長会議へ加入していなかったということについては、遅ればせながらですね大変反省もする中で、これの必要性ですとか重要性等を考えますと当然のことながらこれに同調し、当然拒むことではないと考えております。したがって、これに賛同し加盟をしていきたいと思っているところであります。

10 田中 それでは次にですね、東栄病院の負担問題であります、これは執行部と私の質疑応答で行き違いがあるんですね、お気づきかと思うんですが。執行部のほうはですね、北設医療協議会に対する拠出金 300 万のことを言われて、それを答弁をしておっていただくんです。実は質問通告の時点でそこが明確になっていませんでしたので、私が混同しとるかもしれませんが、確かに今回の北設医療協の負担金とは別の話で東栄病院の経費負担として、限度額 500 万以内で負担してくれんかという話があったんですね。ずっと、3 町村巻き込んで。それについてですね、それはちょっとおかしいんじゃないということで、そのことで前回の議会でも申し上げたんですが、今、総合支所長のほうからこれは東栄病院に負担するものではないと明確に言っていただきました。それもそのはずでですね、東栄病院の利用状況、今、お聞きしますと 1%に満たないんですね、全患者数のね。救急でも十数%ということで、これで町が東栄病院の運営費に補助なり、お金を出したりすると町民の納得は得られないと思うんです。それで少し話は戻りますが、確かにね、東栄病院に直接経費を負担するという話は私あったと思うんです。3月15日の新聞報道ではですね、町長はこういうふうに言っておるんですね、新聞報道によりますとね、東栄病院に過大な負担がかからぬよう応分の負担をしていくと語る。2014年には3町村がそれぞれ300万円を拠出し医師の処遇改善などに充てる。とこういうふうに言っておるんですね、いろいろ解釈すると処遇改善が北設医療協のほうからやればいいんじゃないかというふうによく軌道修正したのかなという考えもありますけども、その前にですね、これはあまり公にしたくないんですが、ある町長さんから豊根と設楽の町長さんにお金を出してくれという要請があったようですね。出さなきゃ今派遣しとるお医者さんも私考えるよというようなことを言われておったんですね。私のところに直接電話がきました。どうしても出せということで、私ちょっと考えるところでありまして、今、即答できませんとお答えしときましたけども、そういうことで経過があつて質問に及んだわけです。ということでまとめま

すとね、まず東栄病院の経費負担の話と今回の補正予算で北設医療協議会の負担金は出していますが、これは全く別物、というふうに確認してよろしいですか。

副町長 今、いろいろ田中議員のほうから言われた件でございますけれども、先ほども私のほうから答えさせていただきましたけども、つぐ診療所、あるいは豊根の診療所の医師の派遣につきましては、東栄病院のほうから派遣をいただいておりますので、その件につきましては東栄病院のほうにかなりの負担等をかけているということは事実でございます。その辺の今言われた経緯等につきましては、ちょっと私のほうもお答えができない部分もございますけども、今回につきましては北設の今後の医療をですね、どういう形にしていっていいかという、特にまだこの田口地区には開業医の先生が2名みえます。ですけども、田口以外の周りの地区につきましては在宅の医療というのが非常に問題になってきております。在宅の医療というのは民間の開業医の先生方なかなか在宅でございますと、1日何十人も診れないという、距離的な問題がございますので、そういう面についてですね、公設の病院で対応していくようなことも考えて行かざるを得ないというようなことがございまして、今回の協議会で医師の確保を含めまして医療全般について考えていこうと、北設3町村同じような境遇でございますので、同じような共通課題を持ちながら協議をしていこうということで、その経費として300万円を協議会のほうに支出をさせていただくということでございます。以上でございます。

10 田中 要するに別物だということを確認してよろしいんですか。その経費負担の話と今回の北設協議会の負担金は別物で、はっきりしないのはだよね、その東栄病院のその北設協議会の東栄病院に対する支援とは別に各町村で東栄病院の負担経費をしてくれという話は今後あり得るのか。町として設楽町が負担することはあり得るのか、それともその話はないんだよと、消えたんだよというふうに明言していただくのか。どっちかちょっとお答えください。

副町長 その話が消えたかどうかという話はよく理解できませんけども、今回の300万円につきましては協議会のほうに、先ほど申しましたような趣旨で支出をするということでございますので、東栄病院への赤字補填ということではございません。

10 田中 だんだん公約破るようになってまいりましたが、その事実を承知していないということでごまかされていますが、もしそういうですね、直接に東栄病院に対する負担を設楽町や豊根村がやるということは私はもう絶対認めることはできないというふうに思います。改めてですね、御承知だと

思うんですが、百も承知で、釈迦に説法で申しわけないんですが、地財法言います。「第3条、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。2項、地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。第4条、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。地方公共団体の収入は、適実かつ厳正に、これを確保しなければならない。」としておりまして、東栄病院の経費負担の話のようにつかみ金だとか腰だめのお金を町が支出するということは厳に戒めておるわけでありまして。私はですね、町長も役場職員として40年もやられておる。それでその間にはさまざまですね、識見を培ってみえると思うんですね。ぜひそういうことでですね、そういうものをぜひ發揮していただいてですね、大きな声に負けないで筋を通すべきは通していただきたいというふうに申し上げまして私の質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは13時まで休憩といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番渡邊勲君の質問を許します。

5 渡邊 それでは通告に基づきまして、名倉地区仏庫裡に計画されている風力発電についてお伺いいたします。第1回定例会において、名倉の風力発電建設計画に関する町民の不安にどう対処するか、という質問に対し、次のような返答をされています。企画課長は「事業者は人的影響、環境影響等、調査を進め、同時に地域の意見をも聞いているというふうに伺っている。町は、設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例に基づき具体的に人的な被害や環境について影響があるかないかを確認し、また、風力発電施設の現況を議員の皆さんと調査をし、運用状況を把握し、検討をしたい。」、町長からは「町は省エネルギー及び再生エネルギー推進という基本姿勢である。個人差はあるが、いろいろな心配をされる人もおみえになることは承知している。できる限り調査、研究をするが、住民の心配、不安に結論づける

後ろ盾が欲しい、それをもとに判断したい。」と答えられました。先般、風力発電施設を議会と行政職員で視察に行きました、議員、行政職員それぞれの感想があるかと思えます。現地のある御夫婦のお話でも御主人は「何とも感じない。」一方奥さんは「不眠で夜だけアパートを借りて移動している。」など、風力発電による感じ方はいろいろあります。しかし健康被害が出るようなことがあってはいけません。建設して被害が出た場合は「事業者において対応する」と白川電機土木は言っていますが、法律的医学的専門知識のない普通の庶民が責任の追及することは、ほとんど無理なことです。水俣病などは10年の間、対応不十分のため多くの被害者が出ています。不確実なリスクが大きい場合、被害が出てからでは遅いので、予防的に政策判断し行動すること、すなわち予防原則が重要と考えます。住民は低周波による健康被害の不安を訴えています。環境省が、実態調査した報告の中に、風力発電のアノイアンスによるストレスから何らかの健康影響が生ずると報告されています。この「アノイアンス」の意味は「いやな」とか「不快な」の意味です。このアノイアンスのストレスは、当初、自分の中で抑えられている抵抗期、次に疲労期を迎え、それが原因で、自律神経失調症、睡眠障害、心臓疾患などの健康障害へと進む。すなわち低周波音、アノイアンスが原因で健康被害が出る。このことは、専門である足助病院の脳神経科の先生の意見として説明されています。町長の求めている不安、心配への結論づける後ろ盾とはこのことで理解していただけるのでしょうか。一つ目に行政で行った調査、研究の結果による町のお考えをお伺います。一方、地域住民は、小学校、保育園の保護者、福祉村関係者を中心に建設反対署名活動を行い、名倉地区で773筆、全体で2428筆が議長宛てに請願書、町長宛てに要望書が出されました。名倉地域の大多数はこの建設に反対をしています。このことは町、議会でも重く捉えなくてははいけません。2、住民の反対署名、請願、要望に対する町のお考えをお伺います。日本では風力発電の建設はふえています、それに比例して健康被害の苦情もふえています。平成22年4月1日時点で稼働中の風力発電所を対象に環境省の調査によりますと、389カ所の風力発電所のうち64カ所から苦情等が寄せられています。名倉地区に建設予定の2000キロワット以上の場合ですと56%と半数以上から苦情、被害がでています。再生可能エネルギーの重要性は、地球温暖化問題、CO₂削減等、世界で取り組んでいることであり、その重要性は住民も認めています。設楽町地域新エネルギービジョンの中に地域新エネルギービジョン推進における役割の文言には「行政が率先してその導入や普及に取り組み、住民や事業者と一体となって推進していかねばなりません。」と行政の役割が書かれています。自然エネルギーを積極的に導入推進している北海道の寿都町では

風力発電導入によるクリーンな町づくりを行っています。風力発電導入により、それを町のアピールへとつなげています。寿都町では、町の悩みの種であった風を利用した風力発電によって町の利益にしようとしていました。一度は失敗しましたが、そこから町のためにとということで行政が動き出し、一軒一軒説明して回り、住民の十分な理解のもと再スタートしました。そして次に太陽光発電、バイオ発電等も町の事業として進められています。設楽町とは条件が大きく違うため参考になるかは別としまして、行政が本気で取り組んでいることに注目したい。名倉地区の今の状況は、事業者の一方的に決められたスケジュールで建設が進められようとしていることに住民は不安ばかりが大きくなっています。白川電機土木の3度にわたる説明会でも、住民の不安、事業者への不信感は増すばかりで、住民の理解、合意は全くありません。今回の名倉の風力発電建設計画における、行政の対応に疑問を待たざるを得ません。3、行政、事業者、住民の話し合いの必要性について、どのようにお考えになっていますかお伺いします。昭和60年代より、設楽町の中でも名倉地区には移住者が突出して多い地区です、正確に把握してはいませんが約40軒ほど、別荘地が2カ所、約20軒ほど、ほかに福祉村キラリンと一歩の入居者80人を加えると、200人ほどの人が、環境のよさ、温かい人と人の触れ合いに魅せられて移住または別荘地として生活を楽んでいます。4、地域住民の多くが反対している風力発電施設が今の計画場所に建設された場合を想定しますと、名倉地区の環境を気に入って移住してくる人の数は、大幅に減少すると予想できます。言葉をかえると名倉地区が住みたい土地から、住みたくない土地に変わる、過疎化を食い止め、町の発展に努力している当町にとって大きなマイナス要因になると考えます。このことについて町のお考えをお伺いいたします。以上、1回目の質問、終わります。

企画課長 それでは渡邊議員の風力発電についての御質問にお答えしたいと思います。まず最初の質問の行政で行った調査、研究の結果による町の考えについてであります。町としましては、事業者による地元説明会以降、風力発電が設置されている自治体への調査、または風力発電施設周辺住民への聞き取りを電話もしくは担当課職員が直接現地へ赴いて実施いたしました。さらに、5月1日には町議会との合同勉強会として、静岡県牧之原市、浜松市へと赴き、行政関係者や周辺住民への聞き取り、現地確認を行いました。このほか、今回要望書を提出された名倉風力発電問題を考える会が主催する学習会にも担当職員を出席させるなど、今回の風力発電建設が地域に与える影響について結論づける後ろ盾を求めるべく、情報収集や調査に努めてまいりました。これまで実施した調査の結果だけでいえば、確かに風力発電に対する不安などの声は聞かれたものの、周辺住民の数からすればわずかでありまし

て、沈静化されたものも多く、また同じ世帯でも風力発電によるものと思われる症状がある方とない方がいるといった例も見られるなど、判断を下すには極めて厳しいものでありました。低周波音に被害について医学的な調査研究と十分な規制基準を求める意見書というのが昨年、日本弁護士連合会から出されております。その意見書の趣旨としましては、国は人の健康及び環境を保護するため、低周波音被害に臨床的に取り組む医師等により構成された調査研究期間を組織し、低周波音の長期暴露による生理的な影響、感受性に与える影響等について、被害者の実態を踏まえ疫学的に調査を行うべきであるとか、国は100ヘルツ以下の聞こえにくい10ヘルツ以下の音は聞こえないからいずれも生理的な影響は考えられないという感覚論的を前提とした環境省が2004年に作成した低周波音問題対応の手引きと参照値を撤回して、下記3の基準が策定されるまでの当面の間、ポーランドやスウェーデンなどの諸外国のガイドラインの先進例を参考にして暫定的な基準を設けるべきであるとして、3として国は低周波音による健康被害を防止するに足りる低周波音に関する新しい法的な規制基準を早急に策定しこれに基づき風力発電の立地基準やヒートポンプを利用した家庭用給湯設備等の設置場所についても基準を策定すべきであるというような意見書が出されておりました。今回調査した地区の中には、22年から24年度に環境省が行った「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」の現地実測調査の対象となった地域もあったことから、環境省が取りまとめる研究結果を注視したわけでありすけれども、現時点において最終的結論は示されておらず、直接、担当が環境省に問い合わせても同様の答えが返ってまいりました。したがって、現時点において、名倉地区住民の皆さんの不安を結論づける後ろ盾となる決定的な材料はいまだ見つかっておりません。しかし、町としては、今回の地域住民の皆さんからの要望と省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例の理念を踏まえ、再生可能エネルギーの普及が地域にとって明るい未来へとつながる施策となるよう、今後もさまざまな形で議会の皆さんとともに情報収集、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

2番目の反対署名、請願、要望に対する町の答えでありますけれども、御存じのとおり省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例では基本理念において、第3条第3号であります「再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域内での公平性及び関係者への影響に十分配慮するとともに、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用に努めるものとする。」と謳っております。その意味において、地域住民の皆様からいただいた要望書は、地域の意思表示としてたいへん重要なものであり、町が今回の風力発電建設の許認可の権限を有していないとはいえ、今後の対応において

大いに考慮しなければならないものであります。地域住民の皆様が要望書を提出いただいた折にも町長から申し上げましたとおり、条例では再生可能エネルギーの普及はうたっておりますが、地域の皆さんへの健康被害、さらには環境破壊へとつながっては本末転倒です。そのあたりを十分に踏まえ、今後も地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと考えています。

3番目の行政、事業者、住民の話し合いの必要性についてであります。事業者には先週の金曜日、6月6日に、役場へ来てもらいまして、要望書の内容をお伝えしました。町には事業に対する許認可の権限はほとんどありませんが、事業者へは要望書の内容を重く受け止めて、健康被害があってはならないことを強く求めております。

4番目の名倉地区が住みたい土地から、住みたくない土地に変わる、町の発展に大きなマイナス要因になる、このことについてであります。町の発展にとって何がマイナスでありプラスであるかは、人それぞれの価値観や人生において大きく異なるところであります。時にはかけがえのないふるさとの風景を心ならずも失わなければならないこともあります。確かに過疎にあえぐ当町にとって、他地域からこの町を気に入り、移り住んでいただいた方は大切な存在であります。移住の理由は何であれ、移住定住施策の大きな投資をせずに、このように多くの方々がこの町へ移り住まわれていることは、それだけで名倉地域の魅力を十分に発信しているわけがあります。仮に議員がおっしゃるように風力発電施設が建設され、現に健康被害が発生したとなると、移住定住にとって大きなマイナス要因となることは明らかでありますので、こんなことがあってはならないことと思っております。以上であります。

5 渡邊 今の御返答では署名、請願は重く捉えるけど声はわずかだと、というような御返答で、非常になぜこれほどの皆さんが署名をした、それを評価していただけてないということはちょっと残念な気がいたします。書いたんだけどそれは本当に書いたんじゃないよというようなふうに私はとってるんですけど、そんな具合とは違いますか。今の、今の御返答。

企画課長 真反対であります。重く受け止めております。

5 渡邊 ありがとうございます。重く受け止めてください。

(発言する者あり)

失礼いたしました。「産業が育たない地域になる。」とかですね、「何でも反対する人たちがいるため何もできない地域だ。」などの声も中にはありました。私はそうじゃなくて、名倉地域というのは自由に自分の考えを堂々と発表できる地域、非常に活力にあふれた地域というふうに考えて

ます。住民が地域の将来にとってこの判断がいいのか悪いのか、これは地域全体の自分たちの責任の中での署名、判断ということでありますので、ぜひ重くとっていただきたい。3番目の質問にあります行政の中心になって積極的にこの自然エネルギー、再生可能エネルギーは住民も大切というふうに認識していますけれども、説明会には何となく私の印象では行政の方、お一人来てみえて、白川電気さんの説明会が3回、それで地域の勉強会が2回あったんですが、そのときの参加者、確か一人、毎回替わった人が一人ずつ来てみえたんですけど、もう少しこの問題は地域にとって重要な問題になる可能性があるともみていただければ、少なくとも私は二人ぐらいずつの行政の方の参加があってもいいような気がして見てたんですけど、その辺の町の姿勢がちょっとやぐいんじゃないかというふうに印象受けてるんですけど、そのことについてどのようにお考えですか。

企画課長 精鋭の職員を1名出しております。それが不服っていうことであれば、その感じ方の違いだと思いますので、私どもはその内容があと十分復命できれば、それでいいというふうに考えておりますので、決して会議の場というか勉強会の場がつるし上げの場ではないと思っておりますので、1名だけ出て対応させていただきました。以上です。

5 渡邊 白川電気土木さんがですね、町の産業活性化につながる計画にしたいと言っています。もちろんそういうものが来ることによって、何となくわかるような気がしますが、町としては具体的にどういったものを想定されます。この産業活性化につながる計画という視点で。

企画課長 産業振興につながるっていうお話は私ども伺っておりませんが、省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例の理念を踏まえて、例えば新城市では発電の3%を常時蓄電して非常災害に使えるように準備しているっていう事例の話ですとか、全国のその他の事例の話をお話ししまして、事業者だけが儲ける計画だけでなく町に何らかのメリットっていいですか、一緒に自然エネルギーを活用していくんだっていう姿が見えるような、具現化できるようなことを考えてくださいというのはお願いしてあります。以上です。

5 渡邊 ちょっとひねくれた質問というか、町長がですね、心配不安に結論づける後ろ盾が欲しい、それによって判断をしたいということをおっしゃっていますけれども、裏を返しますと住民は安心安全なものに対する結論づける後ろ盾が欲しいということ言うわけです。環境省の調査でもまだはっきりしたものがでてない。私が説明したアノイアンス、いわゆる不快な感じ、その風力発電がある、見えるということだけで、今全国的に被害者というか、被害者という表現じゃなくて、苦情という表現じゃないといかんという場合

もありますけども、その120メートル近くある風車の直径が80メートルあるものが山の上に存在する。毎日それを見ることがアノイアンス。やだ。という多少神経の細やかな人たち。特に今回反対している若い人たちがそのことに対して低周波被害というものは、はっきり先ほど課長からも説明されたように環境省の調査でもはっきりしたものはまだ出てない。医学的なものは出てない。ということなんです、ある意味この安心安全だよということをお白川電気さんの説明では住民が納得してないために不安というものを言うわけなんで、これはまあ当然というふうに私はみていいと思うんですけども、逆に言えば、もう一回言いますけれども、心配不安に対する後ろ盾が欲しいと言われるならば、住民側からすると安心安全な結論づける後ろ盾が欲しいんですよということになると思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

企画課長 これから新たに建設されるわけですので、当然不安というのがあるって当たり前だと思っております。ですが企業活動を制限するに当たってはやっぱりそれ相応の理由があるということで、特に行政とすると今、渡邊議員が言った環境省の基準があれば、3キロ以内に人家があってはだめだよっていう基準が出れば、これは一目瞭然で行政としてもだめですよ、ここには1.5キロに小学校がありますっていうことで、制限できるわけですけども、今のところあやふやな、あやふやって言うかグレーのところでも果たして我々が行政として企業活動を制限できるか否かというところが誠に微妙な距離であります、私がヒアリングやったとこですと、1キロ離れてれば絶対大丈夫じゃないかっていう意見も二つの市で聞きました。それと掛川でありますけれども、1キロ2百ぐらい離れておる小学校に校長先生に直に聞きましたけれども、音を聞いたことがないと、当然、海の音だとか国道が前を走っていますので、そういったいろんな地理的条件が重なるということだと思っておりますので、それが名倉にあてはまるということも全然未知数の話でありますので、全然わかりませんので、あやふやな段階で行政として企業活動が制限できるかというところが私どもが一番心配しているところであります、渡邊議員期待するところの進出してもらっては困ります、しないでくださいという結論を言えないもどかしさっていうのがあるわけですけども、そこら辺のところは御斟酌いただきたいと思っております。

5 渡邊 先ほど自然エネルギーを推進している例を一つ北海道の例を挙げました。風力発電というか自然エネルギーを推進している市町村たくさんあります。世界的にもドイツなどはこの先5年ぐらいの間に35%ぐらいの自然エネルギーにしたい。もちろん土地の条件だとかいろいろ違ってあれなんですけども、この日本の例でいきますと、そういうところは先ほどもちよつと言

ましたけど、全部行政が中心になってやっています。だから今回の場合でもですね、住民と事業者とそれから行政が3者同じテーブルにつかってですね、もう少し位置を動かさなんでしょうかとか、もう少し小さいのにはできんかとか、それからまあ名倉の地域からちょっと見えんこの山のちょっと外してくれんでしょうかとか、そういうような話し合いの場をですね持てば、こんな住民がうろろろすることは無いと思うんですが、その辺のことはできんのですか

企画課長 企業活動でありますので当然儲けることが大前提にあると思います。それから約10年ぐらいかけて風況調査を日立と白川電気が交替でやっております、名倉で建てるならあの場所、で一番最小の経費で最大の効果を生む、または例えば1万キロワット以上になると環境影響評価をやると2年以上の時間と数億円のお金がかかるっていう話、それとF I Tの価格がいつまで今の状態でおるか分からないっていうことを全て判断して今の2300キロの3基っていう結論に達したと伺っております。ですので、もう少し見えない小さい隠れるところっていう話はとても名倉で仏庫裡でやる以上、それは無い話っていうことだと思っております。3基が4基にふえることはあっても小さくなったりそれ以上減らしたり、あそこからでも送電線を数キロにわたって名倉の下まで持ってこなきゃならない経費っていうのは結構かかるところで、儲けれるぎりぎりのラインっていうんですか、ということで3基っていうふうに決めたと伺っておりますので、そういった話し合いっていうのは、ちょっと企業側からすると譲れない部分だと私は思っております。

5 渡邊 私も多少なりこの設楽へ来る前は事業まがいのものをしてきました。一方的なものではですね、これはまあ問題外。白川電気さんの会社の姿勢自体がですね、これは間違っています。それをまともに受けてるっていうこと自体がまず、これは私の考えということですが、この考え自体はですね、間違っています。それでこの間の説明会の時でも同じようなこと言われて8時から始まって9時までに終わって1時間質問を受けます。なかなか皆さんの住民の理解ができないために10時半までかかった。それで最後の言葉が、白川電気土木さんの責任者の方が「立場が違いますから、意見も違います。しかし28年の12月には稼働します。」ということが最後の言葉だったですね。全くその場にいた80人の人たちの心というものを全く踏みにじるという言葉で終わられて、私もこれが金儲けのためのことかなあというふうに、もちろん会社も従業員だとかいろいろいますので、それぐらいの覚悟でやらないかなのかなと思ったんですけど、私からすればこの考えはもう絶対に間違っています。それでですね、ちょっとずれるかもしれませんが、この今の白川電気さんの件ですけど、建設事業者ですからこの質問の中にちょっと通告には

入ってませんでしたけども、国交省中部地方整備局から営業停止命令がこの白川電気土木さんに出ています。6月11日から8月9日まで60日間。いわゆる簡単な説明しますと、建設法令違反ということですけど、もっとぎつくばらんには談合ということだと思っんですが、これは恐らくこの設楽町さんも御存じのことだと思います。それで入札参加停止ということも出てます。豊田市では2月に出てまして、2月から4月まで2カ月入札参加停止。それから恵那市では5月から9月まで4カ月。岐阜市、これは多分白川電気さんの岐阜営業所かなんかということだと思いますけど、3月から8月まで5カ月。こういったことは御存じでしたか。いつ頃から御存じでしたか。

企画課長 今月に入ってからだ記憶しております。

5 渡邊 今月から入ったというニュースでしたら私が情報をお届けしたということになるかと思っます。ほかにもですね白川電気さんの説明会3回、それから地域の勉強会2回、聞きまして、簡単な言葉で言うんですね、白川電気さん非常にうそが多い。何点かありますけれども、落居ウインドファームいうところで白川電気さん、同じものが今あって、議会からも視察に行ったんですけども、その落居でも説明会はやってます。平成21年に開始しているから、その前に説明してますけど、その説明会の様子を見ますとね、名倉でやったものと全く同じものをしてます。パワーポイント使って環境省の人が説明に来て、私びっくりしたんですけど、全く一緒じゃんかという感覚で私見てて、それでその中の説明で、同じように質問があるけど、大丈夫、ありません、これまあ一つ目のうそというようなことなんですけど、いわゆるこの社会ルールに守らないような企業の進出ということを取りあえずこの設楽町さんがオーケーと見るのか、例えばもっとぎつくばらんに言えば、私たちでも車乗ってってついついスピードオーバーしちゃうと、その程度に見てらっしゃるのか、この入札参加をできないよということだけじゃなくて、営業停止命令というのはもう少し重いはずなんです。その辺をこの進出しようとしている、一流企業というふうに当初は皆さん、日立の子会社のような感じですので、そういうふうに印象受けていたんですけど、どんどんよくないじゃないかというものが出てくるんですけど、その辺のこの白川電気さんへのお考えは、どんな具合なもんですか。

企画課長 私どもとしましては中部地方整備局の指名停止、営業停止命令等は存じておりますが、今回の問題とは切り離して考えております。

5 渡邊 切り離すということをもう少しわかるように説明してください。

企画課長 当然うちの入札に指名するような場合があれば指名停止っていうことになると思っますが、これはもう機械的に指名停止っていうことになると思っますけれども、自分たちの事業するという企業活動に対しては談合事実

が関西電力の入札に関してありまして、そのことが風力発電の建設に対して町が判断するというのですか、町がだめとかいいよ悪いよっていう立場にほとんどない、健康被害はあってはだめですよっていうことは当然伝えることはしておりますけれども、そういうことがクリアされれば、法令を守ってやってくださいとしか言いようがないっていう立場でありますので、談合をやったことに対して、あなたたち談合をやったから、この名倉の風力建設はだめですよっていうことにはならないっていうことだと思っております。

5 渡邊 大事なところですので、一応、別というふうのことであるようですが、どういった事業者が建設しようとしているか、先ほどは一つだけ言いましたけれども、ほかにもたくさん白川電気さんの説明会においては、簡単に言うとうそがたくさん、その説明するだけでも30分ぐらいかかりそうですので、やめますけれども、このへんをひとつしっかり腹に収めて判断の材料にしていきたい。以上で終わります。

議長 これで、渡邊勲君の質問を終わります。

議長 次に、2番金田文子君の質問を許します。

2 金田 2番金田文子です。通告にしたがい子ども・子育て新制度の町の対応について質問をいたします。子ども・子育て新制度は、2015年来年4月から本格的に実施される予定です。以前は、子ども・子育て新システムと呼ばれていましたが、2012年の法律改正以降、政府は、子ども・子育て支援新制度と呼んでいます。以下「新制度」と略します。新制度では、民間の参入が重視されています。多くの教育・保育関係者から、公的な制度に戻すべきと撤回が求められてきました。しかし、既に法律が改正され本格実施に向けて準備が進んでいます。新制度で、民間参入ということですから、先ほどから話が出ているようにやはり儲からないとだめですので、子供への被害が及ぶことが問題視されています。そのため各地で子供への被害が少しでも和らぐような方策が追求されているところです。新制度はもともと待機児童を解消しなければならない都市部を中心として組み立てられてきました。したがって、当町のような過疎地では、新制度をどう生かすかという観点、過疎地ならではの現状に立って課題を解決しなければなりません。過疎地の各行政では、地域の実状に合ったさまざまな事業を検討しているところです。先進地の研究事例などをみますと共通で言えるところは、民間の参入など保育事業に民間の参入などは期待できませんので、子供の数が少ないので、公的保育の実施には責任を持ちますっていう児童福祉法の理念に基づいた対応が各地

でされています。つまり自治体の自分の町主体的な取り組みが肝になっています。新制度は、幸いにも市町村にかなりの裁量権が委ねられています。したがって来年4月の本格実施に向け、条例改正案が議会へも上程されるものと予測していますので、設楽町内でも関係者にヒアリングをしてきました。しかし、ヒアリングをしてみてわかることは、新制度の理解はなかなか進んでいません。保育の現場、保育士さんたちでもそうです。保護者もさまざまな表面的、断片的な知識でいろんな意見を言っています。そして行政においても、まだ本当のところどういうふうにしたのが一番いいかまだよくわからない、これからというのが実状と言えます。今後、設楽町版の新制度が、子ども・子育て会議などを中心として検討されます。国で示されているものそのものを拙速に取り入れるというのではなくて、町の実態に応じてアレンジして、計画が策定されるものと推察しています。児童福祉法や子どもの権利条約などにうたわれているように、あくまで、子供たちの幸せ、子どもたちの育ち発達を保障することを第一義にした議論が進むことを望みます。先ほども言いましたように、拙速に国の新制度を準用するのではなく、どう生かすかです。ここで子育てしてよかったと思ってもらえるような設楽町版新制度を期待しているところです。じっくり議論していただいて、よい制度にしていきたいのはやまやまですが、4月までは時間がありません。平成27年度の入所受付の案内なども準備して今年の終わりごろ、12月ぐらいには示さなければならない時期にきています。そこで設楽町民、あるいは子供たちの保護者に対して具体的に示す事柄について以下6点質問いたします。1、設楽町では、今まで公的な保育制度を保育を保障してきました。新制度でも公立の3保育園と私立1保育園を足並みそろえて現行のように保育することの変わりはないかをお尋ねします。2点目、入所要件は、現行のとおりか。つまり町条例に示されているとおりか。あるいは26年度の入園受付の御案内に示されているとおりでいくのか伺います。3番目、保育料は現在、応能負担と言いますか、町民税等を納める金額によって算定していると思いますが、現行どおり応能負担でいくのかどうか伺います。4点目、障害のある子供さんについては療育へ通っていただいているわけですが、療育との並行利用が可能かどうか。27年度からも可能かどうかを示してください。5番、保育園に入っている児童の人数に対する職員の配置基準は、年齢ごとに今、国の基準が準用されているわけですが、このまま国の基準を準用しますか。6番目、どの自治体でも子ども・子育て会議がつくられることになっており、そこで事業計画が策定されるわけですが、今、設楽町でも始まっておりま

すが、設楽町の子ども・子育て会議は公開するかどうか、傍聴可能かどうかということについて、以上6点についてお尋ねします。

町民課長 まず、現状から申し上げます。現在、子ども子育て支援事業計画策定委員会をこの26年度、随時を開催しております。そして27年度のこの新制度の施行に向けて進めておる最中でございます。まず一つ目の御質問で、4保育園を継続していくかということでございます。認定子ども園の形態も検討していくかどうかという余地はございますけども、当面私立を含めた4保育園を継続していく体制で考えております。二つ目の入所要件は現行どおりかということでございます。これまでは、保育に欠ける事由によって、入所基準を定めていたものが、新制度では、保護者の申請により、保育の必要性を客観的な基準により認定する仕組みということになり、概していえば、就労証明などの厳しい申請書類というのは必要なくなってまいります。保育の必要性の認定ということに当たっては、①「事由」、例えば保護者の就労ですとか、病気入院など、それから②「区分」、保育標準時間ですとか、保育短時間というような保育の時間を分ける、いわゆる保育の必要量がどれほどあるかということについて、国が基準を設定することになります。つまり、保育に欠ける理由を保護者が証明するというような方法から、保育の必要性を町が認めるという柔軟な考え方になるという見込みであります。三つ目の保育料は現行どおり、応能負担かということでございます。現行でも新制度でも町民税と所得税の課税金額に比例した応能負担の保育料となっています。新制度の保育料の区分を見ますと所得税の区分の変更によって若干下がり傾向にあるというのが私ども感じております。それから四つ目の障害のある児童は、療育と並行利用が可能かということでございますが、もちろん可能となっております。町の保育園に通いながら現在、新城の母子通園施設おぞら園へ通っている事例がございます。それから五つ目の児童の人数に対する職員の配置基準は、国の基準を準用するかということでございます。現在の職員配置の基準は、4歳5歳児で園児30人に対して保育士1人、3歳児で20人に対して保育士1人、1・2歳児で6人に対して1人、乳児で3人に対して1人。この国の基準を継続して準用していきますが、現時点でも余裕のある人員配置となっております。それから六番目の設楽町子ども子育て会議は、公開するかということでございますが、原則公開の考え方で進めてまいります。

2 金田 ありがとうございます。簡潔にお答えくださってありがとうございます。それで今お答えいただいたこと、安心したことが多いのですが、町のこれからの当面来年4月はいいのですが、このままでよろしいと思うんですが、こらからの姿勢が問われることになると思いますので、重ねて伺います。ま

ず1番目の現行どおりの4保育園で保育をするってということについては、改定児童福祉法にも24条にも書かれているとおり、必要な子供にはしなくちゃいけないのが義務ですから、当然やってっていただけるわけですがけれども、認定こども園のこともちょっとちらっと出ましたが、今後その認定こども園への移行ってということを考えておられるのですか。例えば小規模保育事業などの検討をしておられるのですか。

町民課長 27年4月から新制度は始まりますけれども、実態としてまださまざまな指針が出そろっているわけではございません。もちろんその中で通達が出ておりますけれども、まだ認定こども園に100%移行するということを決めたわけではございません。法制度が変わったということではございますので、その辺の裁量はまだ町にあるという理解でおります。もちろんメリットがあるということになれば、いろいろ制度を検討しながら認定こども園というのでも検討材料に上がってきます。

2 金田 今言っていたいただいたお答えで安心しました。認定こども園に慌てて変えてもいいことはないなっていうことが思います。公的な保育を保障するっていう立場、子供の側に立つ福祉法の立場に立つ子供の権利条約のような理念に立つっていうことになりますとあんまりいいことはないっていう問題点も指摘されていますので、私もその考えには賛成ですので町民課長さんのお答えでありがたいです。ただ1点検討したらどうかなって思ったのは、認定こども園制度にはいかないんだけど、小規模保育事業、保育所の形でやっていったときに財源について国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1っていう、建てたりするときですね、有利かなと思ったのです。名倉保育園の建設問題がありますので、ただこの場合、小規模保育所は定員20名なのです。そこんところで念のため町で行った26年3月発表されたニーズ調査をちょっと見てみますと、定員20名でもきりきりいっぱいかなという状況で、子供のふえるっていう見込みは当面なさそうですので、去年今年生まれた子供の数を見ても、なさそうですので、もし有利ならこのところで、認定保育園にはなるんじゃないんだけど、小規模保育事業だったら新制度が使えるかなというふうに私は感じていたのですが、町はどうお考えでしょうか。

町民課長 名倉保育園を建設するときこの新しい制度で、例えば有利な財源があるかと申しますと決定的にはございません。新制度があやふやなときに建設が優先されますので、例えば建設の様子を見ながら新制度にのっかるといっても、これまた適正な行政運営ではないと思っております。ですので、もちろん有利な財源を探しますが、新制度での財源を探すことは今のところないです。

2 金田 新制度、何でも使ってくれというわけではありませんので、財源について検討材料になればと思って言いましたので、その点おっしゃるとおりで結構だと思います。ただですね今度の 27 年 4 月から新制度実施ではないんですか。曖昧なまんまいくんですか。国は。

町民課長 新制度の法的に施行はされておりますけども、それを受けて町が条例改正するとかそういったところは必要はあると思っております。それが劇的に 27 年 4 月から変わるかといえば先ほどの入所要件ですとか、そういったところは変わってはきますけれども、実態として、先ほど金田議員が言われた都市部での待機児童解消ですとか、新しい消費税の財源を使うですとか、そういったことに重点がとられておりますので、設楽町でそれを見たときに必要な法手続はしますけども、制度的に劇的に変わるっていうのは、それほど予定をしております。

2 金田 ではもう 1 点だけ、この項目について、4 保育園での保育について、3 公立保育所と 1 私立があるわけですが、私立保育所へは今措置費と言いますか、今度の新制度で言うと委託費っていうような形で施設補助方式で今までやられてきたわけですが、将来的にはこの新制度にすっきりなっていくと、介護保険方式のように利用者補助方式、施設型給付っていうか、そういうことになっていくっていうことがあって、これは保育そのものを保障するっていう立場に立つと弱い、家庭にお金が償還されて、サービスを売るっていうような形になってしまうので、今後も私立保育所へも委託費として今までどおり保育そのものを保障する、過疎地なのでほかのところと競争してとかいうことは行われないので、必ず保育が、特に田口地域に保育所がなくなってしまうのは困りますので、保障されるよう委託費で取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

町民課長 私もその辺が非常に心配でありましたので、資料を探してみました。やっぱり制度が動いてみないと実態的にはわからないという、ちょっと不安材料はありますけども、どこを比較するかというと、例えば措置費の 4 歳、5 歳の単価がどれほど変わるのかと、端的にその一つをとってみますと、それが一つ今、約 5 万円何がしということの金額になっています。それが新制度になると、6 万円になるのか 4 万円になるかという不安はございましたけども、100 円、200 円の差しかありませんでした。それが 4 歳、5 歳児。それから例えば 3 歳未満児の場合もその差、その単価でいいますと 100 円単位の単価差でありました。それがどのような計算をされるかというのは、もう少し実態を見ないとわからないところですけども、単価だけ比較するとほぼ今まで出しておった措置費と同額であろうという見込みを立てております。

2 金田 そのようでしたらなお一層強く委託費というか施設補助方式をこれか

らも堅持していただきますようお願いいたします。それでは2番目の質問の入所要件について伺います。町の保育の実施に関する条例、平成23年12月20日施行のものが町の例規集っていかインターネット上、ホームページ上に載っているもので見ると、1から6の項目が就労に関するもの、妊娠、出産に関するもの、疾病、障害、保護者のですね、疾病、傷害に関するもの等があって、7番目に町長が認めるものっていうのがあります。26年度の保育園入所受付のお知らせには、これにプラス新しい新制度でもうたわれている介護や看護も必要があって保育が十分できない人は入所要件に加えられていますので、少しずつもう既に新しいことに、利用者の都合がいいように考えてくださっていることは大変ありがたいと思います。ただですね、このほかに災害復旧に携わっているとか求職活動をしているとか、今、家にいるんだけど仕事探しているとか、それから今、社会人学生で学び直しているんなことを次のキャリアアップに結びつけるっていう人で、修学している人だとか、それから今問題になっています虐待の恐れがあるだとか、そういったことがあります。その後ですね、「育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること」ということ、そういうのが書いてあります。その次に「そのほかこれらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること」っていうことで市町村裁量がここにきちんと出ています。これはですね、5月27日に公示されました。ついこの間公示されました子ども・子育て支援法の施行規則案の概要に載っておりましたので、これがこのまま認められていくんではないかと思っておりますので、ここに書かれていることについて現在の設楽町との実態に合わせて確認しておきたいと思っております。実は設楽町の保育も3歳未満児と3歳以上の子供たちに分けて考えることができると思うんですが、今までのこの入所要件を当てはめると実は3歳以上の子供さんをお持ちの保護者の方は実態とかけ離れた、例えば本当は農業してないけど農業手伝ってますとか、そういう虚偽のって言うかな、無理矢理保育園に入れるために無理矢理証明をつくってって言うようなことがありましたので、さっき課長のお話では、そういった申請、証明が必要ではなくなる方向でっていうことだったので、安心しているのですが、もっと一歩進んでですね、この地域には子供が少ない。ニーズ調査に、町で行いましたニーズ調査によりますと何のために保育が必要かっていうニーズのところでは1番が子供の教育、発達のためっていう方が87.7%でした。ですからおおらかに条例にこのような、こういう要件、こういう要件、こういう要件でうたうだけではなくて、3歳以上児については市町村が定める事由として、子供の発達を保障する。つまり社会的な人間として人との関わりの中で育っていくような人間として育てるために子供が非常に地域に少ない

ので保育が必要だっというようなことをおおらかにうたっていただければ、全くそのうちの子は3歳だけ入れてもらえなかった。入れてもらえたっというように、あるいは保育の必要性の認定についてもはっきり、あそこはなぜいいの、うちはなぜだめなのっという疑問がなくなると思いますので、おおらかに3歳以上はみんな保育を保障しますよ。必要があれば保障しますよと条例にうたってもいいと思っているのですがいかがでしょうか。

町民課長 先ほども申し上げましたように保育に欠ける理由を証明することから保育の必要性を町が認めるということで、まず考え方が緩和されてきたというのは大きな前進であります。その中で项目的に3歳以上は一つの考え方として社会性を身につけるということで、ほぼ100%入園をしております。3歳未満となりますとやっぱり保育に欠ける必要があるというところを適用するといいますか考えておりますので、金田議員、明文化するということを強調されるかとも思いますけども、実態としては3歳以上児は定員もそこまでいっておりませんし、ほぼ入園というところまで、100%いっておりますので、ちょっと明文化するかどうかは時間をいただきたいと思います。

2 金田 未満児については何でもかんでも保護者が必要だからと言ったのを鵜呑みにしてもいけないような気がします。保育の現場でも生物として生まれてきて食べることだとか排泄することだとかそういった生き物としての基本的なことはやっぱり家庭の中でできてほしい。その後で保育の現場に来てほしいというのが現場の保育士さんたちの大方の願いです。これはやっぱり大事なことだと思いますので、未満児については入所要件ていうか保育に欠けるという要件をきっちり決めておいていただくというのがよろしいと思います。また、近頃の風潮として若い保護者の方々がお金払っとるだけでいいじゃんていう感じで保育園へぼおんと預けて全てのいろんなしつけ等を保育園に任せてしまうっというような問題も各地で指摘されておりますので、未満児については慎重にきちんとした専門的な方々が判断され、保護者の方と十分話し合っって判断されるっということに賛成ですので、今の方針を進めていっていただきたいと思います。明文化っということにこだわっているっというふうにおっしゃいましたが、確かにこだわっています。つまり定住促進を私たちはしようとしています。ここに少しでも若い方々が住んでいただけるように、それからここから出ていかないようっということ望んでいますので、定住促進策としても非常にアピール度の、この町では保育が保障されているっというアピール度が高いことだと思っるので、ぜひ前向きに御検討ください。

それでは3番目の保育料は現行どおり応能負担ですかっていうことについて現行どおりっというようなことでよかったと思っんですが、ちょっと保護

者の中に認定こども園にすると保育料が安くなるって考えている保護者があるんですけど、これは十分な理解が進んでないせいだと思うんです。サービスの切り売りになって、例えば今は一定の保育料の中で延長保育もしていただいているとても充実した保育をしていただいているにもかかわらず、知らずに認定保育園にすると延長保育分は介護サービスと同じで上乗せにお金が増えてきますので、高くなってきちゃうというような、そういうような問題点もあるっていうことも十分知らないで、安いぶんにはいいわ、安いほうがいいわっていう考えで認定こども園、認定こども園っておしゃる方もありました。ですので、この辺については十分な説明が必要っていうか理解を進めることが必要だと思いますが、どのように保護者の方々にわかっていただくか、町の保育の方針をわかっていただくか教えてください。

町民課長 恐らく国で示した資料は金田議員さん持っていらっしゃると思いますので、この中でお話をさせていただきますと、先ほど言いました税の区分によって下がり傾向にあるというのが見られるというところはわかりますけど、それを町にそのまま当てはめて安くなる高くなるというのはもうちょっと検討が必要だと思います。今現在やっぱり保育料は若干、町の施策の意味も込めまして、若干割安計算も加味をされるところであります。そういったところをどういう説明をするかということもありますけども、延長保育ですとかそういったところは既に実施しておりますし、新しく園児に入る保護者の人も含め、現在通っていらっしゃる親御さんにも含めてこの新しい制度いう意味でも、例えば入所するときには再度説明をし直すというような考え方でいきたいと思います。

2 金田 町民課の窓口に来て保護者の方々が説明を受けるのか、保育園に行つて説明を受けるのかちょっとはつきりわかりませんが、最初は役場窓口なのかなとは思いますが、保育士さんもまだ全然このいろんな細かいことがわかっていませんでした。ですので、町民課の窓口に来られた保護者に説明するだけではなくて、町の保育士がですね、同じように町の保育について見解がばらばらでないような研修の機会もぜひつくっておいてほしいんですがいかがですか。

町民課長 現場の保育士はやっぱり日常の業務に繁忙しておるということもございまして、新しい制度を理解するには一斉に研修みたいなこともやる必要性は考えております。ですので、一斉に研修をしっかりとやりたいと思います。

2 金田 制度の説明はしていただくのは当然ありがたいですが、保育についての考え方についてもいろいろ保育士さん同士、違う園同士で情報共有をしていただきたいと思います。どの園はどのような特徴ある保育をしますって

うようなそれぞれの園によって特徴があってもそれは構わないことですし、町統一的に何か考えるっていうことがあっても構わないのですが、どういう子供たちを育てるっていうところについても、ぜひぜひ忙しい中ではあると思いますが、研修や情報共有の機会をお願いします。これはお願いです。

では4番目ですが障害のある子供さんが療育との並行利用が今、おおぞら園との並行利用をしていただいている町の暖かい配慮は存じております。ただですね、この療育との並行利用が可能なのだからって思えるのが保育所、保育園入所受付のお知らせの中の保育内容の26年度分ですが予定の2項目目に障害児保育っていうのがあります。軽中程度の障害で集団保育が可能なおおむね3歳以上の児童と書いてありますので3歳以上ということについては1歳や2歳の子で障害がある人が来たときに現在の保育士の今まで勉強してきた保育の勉強してきた範囲では対応できないっていうのは事実ですので、1歳2歳児については簡単には引き受けられないってことはオーケーなんですけど3歳以上だとみんな引き受けてもらえますので、障害があってもなくても引き受けてほしいという方が出てくるわけです。このときに既に3歳以上の人はおおぞら園との療育を並行してやったださっているんで今後も引き受けてくださると思うのですが、このところの表現を見ると集団保育が可能なおおむね3歳以上の児童と書いてあって可能か可能でないか判断するのは役所だったり保育園だったり大人の側なんですよね。大人の働き方とか面倒見るほうのことが主眼になっているので表現についても全てほかのこともそうですが、集団保育が必要な子供っていうふうに子供を主眼にした表現に全て変えていただくようお願いしたいと思います。その点、こういった点の配慮についてはいかがでしょうか。

町民課長　そこで微妙なところがございます、可能かあたりでございまして、やっぱり不可能な場合、保育園の負担というのは非常に重くなってきます。だからといって引き受けないというのも冷たい話ですので、保育士職員あたりには今年度、去年も含めてなんですけども、そういった障害児の対応の方法の専門的な研修ということで行っております。ですので、そこで全て集団生活ができるように、全て引き受けるかという御意見でしょうけども、その辺は職員、親御さん、町との話し合いの中で決定というような考え方でおりますので御理解をお願いします。

2 金田　現実大変だということはおわかります。私も特別支援学級を担当したことも昔ありますので、現実非常に大変だということはおわかりますが、必要だと判断するのは、専門家が当然入って、お医者さんとかですね、療育に携わっている方々がもちろん当然入っていただいた判断で、ただこの可能になっていう表現じゃなくって必要なというふうにされた場合にはぜひ引き

受けていただきたいと思います。その点その時、親御さんにはくれぐれも十分な納得がいていただけるような丁寧な、普通にやっているとき以上に丁寧な対応をお願いしておきたいと思います。

では最後にですが、最後じゃなかった5番目ですが、児童の人数に対する国の配置基準はさっき乳児3人に職員1人っていうふうにならずに4・5歳児になると30人に1人っていうふうにしていただくと、現在もう十分に対応できているということでしたが、ヒアリングしてみた感じでは十分に対応できているっていうふうには保育士さんたちは感じていないようにも思えました。これは何を基準にしているかによってですが。どんな保育をしたいかということを中心に考えていくと、子供にとって必要な保育をどう考えるかっていうことにしていくと、例えばお散歩っていいですか自然観察一つにしても3、4、5歳のこの発達段階の違う3歳と5歳は大分違うのですが、3、4、5歳のこの3階級というか3クラスを1人で持っていたりするものですから、もう1人つかなきゃお散歩とか野外観察には行けません。でも新しい法律では積極的に戸外で遊ばせるようになっていうようなことも出ていますので、そうするとですね、国の基準、4・5歳児30名に1人っていうたら絶対1人以上はつかないですね、設楽町では、ですのでこれはすぐについていうことではありませんが、設楽町独自のですね配置基準、じっくり現状を検討していただき、先ほどの障害をお持ちのお子さんを受け入れた場合にも加重負担にならないように町独自のですね、配置基準というものも過疎地のモデル的にこんないい保育、こういう保育をやるために過疎地で豊かな自然の中でのびのび育てるためには、これくらいの配置基準にしたらとてもいい保育ができるよっていい事例になっていただけるといいように今後の検討課題として取り組んでいただきたいと思いますのでいかがでしょうか。

町民課長 もちろん国の基準は守っていきます。保育士はその基準よりも多い方がいいに決まっています。そこで新たに町の保育基準をつくるかということ私はそこまでは必要はないと思っております。それは実態に即した職員配置ということで状況をよく判断しながら配置するという考え方でいいと思います。

2 金田 実態に即した対応でよっていいという考え方もありますが、配置基準をきちんとしといていただくと、人数が確保できる。こんだけ絶対確保できるって、4人とか5人とか確保できるっていう基準が決まって、それに向けて人材確保に努力するっていうことができますので、この点も柔軟にもう一度考えてみていただきたいと思います。現場の様子をよく見ていただきたいと思います。特に私立の保育所については措置費、委託費の範囲内でやっていかななくてはならないってことで、なかなか無理をした人員配置になって

いて安心して有給休暇も取れないっていうような状況が起こっているようにヒアリングでは感じましたので、もう一度点検していただきたいと思いますがいかがですか。

町民課長 実態をよく把握いたしまして、基準どおりと言いますか余裕を持って指導していくという考え方でおります。

2 金田 はいお願いします。現実には保育士さんが見つからないっていう、ケアの現場もそうですが、看護師さんが見つからない、介護士さんが見つからないっていう現実にそういう人材不足が起こっていますので、よい基準って言うかな、働いたのびのびやってよい保育ができるような基準についてぜひ柔軟に考えていただきたいと思います。もう一点さらに確認ですが、公的な保育を保障するっていう立場でいくのか、もうその措置費、国から来た措置費、委託費の範囲でしかやらないっていう立場でいくのかでずいぶん変わってくると思います。私は子供一人ひとりにおいて考えていますので、名倉の子も清嶺の子も津具の子も田口の子も同じような充実した保育ができるような人員がほしいというふうに思います。これから田口地区も子供が減っていくかと思いますが、現在は40人ですかね、42人でしたっけ、ちょっと定員いっぱいいっぱいのような状況で、先生が本当に不足していますので、ここんところを委託費の、国からの委託費の範囲でやるのは当然今までもやってきたんですけど、子供一人ひとりに対してちゃんとした充実した保育が保障される人件費って言うかそういうものを町でも考えていかないと新城のように全部公立保育所だったら問題ないんですが、ここは長い歴史のあるよい保育をしてきてくれた私立のところもありますので、その辺もちょっと検討、今すぐじゃなくてもいいんですが、近々に検討していただいてその委託費の確保、国の措置費だけじゃなくて町での確保、主に人件費になるとと思いますが、そののところも検討課題として必ず取りあげていただきたいと思います。よろしいでしょうか。約束して、検討していただけるでしょうか。

町民課長 もちろん検討はしていきますけども、財源の話ですので十分いろいろ協議をして検討をしていきたいと思えます。

2 金田 はいお願いします。先ほど田中議員の質問にもありましたように、福祉のほうへのサービスのほうへの財源をできるだけ確保していただき、特に子供については確保していただきますようよろしくお願いいたします。では最後です。子ども・子育て会議が、あるいは事業計画の策定委員会が公開、基本公開していただけるということだったので安心していきます。介護事業のほうの策定委員会においては町の広報等で傍聴する人

は申し込んでくださいねっていうことで、資料を準備していただき、さらには意見を書くようなアンケートもとっていただき、そしてそのアンケートの集計結果についてどんな意見があったっていうようなことまでフィードバックをしてくださいました。これはもう今どきの行政として素晴らしいよそに誇れるやり方だと思って町民課は素晴らしいなあと思っています。この子ども・子育て支援会議につきましてもぜひ多くの方々が子供に関心を持っていただき、地域で子供を育てるっていう意識を持っていただくためにもオープンにしてください、情報を流していただく、みんなが知るような情報を流していただくっていうことをお約束いただきたいと思います。お願いします。よろしいでしょうか。

町民課長 原則公開という考え方に変わりはありませんので、広く希望者ございましたら聞いていただくような場面をとりたいと思っています。

2 金田 ありがとうございます。ぜひとも住民参加が進む行政であっていただくようお願いいたします。最後に町長さんに力強くお答えいただきたいと思いますが、過疎地であるがゆえに公的な保育は保障するよ、うちの町の子供たちの保育は町で責任持ってみていくよっていう力強いお言葉をいただきたいと思いますが町長さん見解をお願いいたします。

町長 きょうは子ども・子育てについてきめ細かい点についていろいろ御質問をいただきありがとうございました。町といたしましても今後とも設楽町に見合った子ども・子育てに向けた制度を、また内容等をより充実させたいと、これを検討調査を進め推進してまいりたいと思っています。

2 金田 ありがとうございます。それでは2番金田文子、質問を終わらせていただきます。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

全ての一般質問が終わりました。4年目を迎えますと残るところ9月、12月、3月とあと3回であります。たいへん一般質問も要領を得てうまくなりました。議長からもう一度、議員必携、発言、第5章、一般質問として適当でない項目が載っております。例えば事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案審議の段階でただせるもの、等々がございます。あと3回しかございません。どうか勉強されまして9月、12月、3月に素晴らしい一般質問ができきることを期待して一般質問を終わります。

それでは休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 36 分

再開 午後 2 時 50 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、報告第 3 号「専決処分の報告について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

副町長 報告第 3 号「専決処分の報告について」、地方自治法第 180 条、第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告する。平成 26 年 6 月 10 日、設楽町長横山光明。専決第 1 号につきましては、参考資料のほうを見ていただきますと、平成 25 年の 12 月 10 日の午後 3 時 30 分ころですね、アグリステーションなぐらの駐車場におきまして、庁用車に乗車しようとした際、強風によりましてドアがあおられまして停車している被害者の自動車に接触し、損害が発生したという内容でございます。被害額が 31 万 7680 円。過失割合は設楽町の全ての責任ということで賠償金額が 31 万 7680 円でございます。相手方でございますけども 1 枚前に戻っていただきますと浜松市の浜北区に在住の小栗久さんという方に賠償させていただいたということで専決処分をさせていただきました。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第 3 号は終わりました。

議長 日程第 7、報告第 4 号「平成 25 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第 8、報告第 5 号「平成 25 年度設楽町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を一括議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 報告第 4 号「平成 25 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号及び第 4 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 26 年 6 月 10 日提出、設楽町長横山光明。平成 25 年度補正予算におきまして繰越明許をさせていただいた事業につきましては、繰越計算書を提出するものでございます。款、項、事業名、金額、翌年度の繰越額等出ております。この件につきましては補正予算において説明をさせていただいておりますので、事業

名だけ説明をさせていただきます。EV充電器設置事業 2200 万円、商店街活性化交付金事業 250 万円、保育料システム改修事業 607 万 4000 円、林道橋りょう点検調査事業 400 万円、林道鹿ノ子線改良事業 1450 万円、町道八橋天堤線改良事業 2418 万円、合わせまして 7325 万 4000 円の繰越明許の計算書を提出させていただきます。

続きまして報告第 5 号「平成 25 年度設楽町一般会計事故繰越し繰越計算書について」地方自治法 220 条第 3 項ただし書の規定により、平成 25 年度設楽町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。平成 26 年 6 月 10 日提出、設楽町長横山光明。この件につきましても事故繰越しの予算補正をさせていただきます。事業名につきまして説明させていただきます。設楽町町有林図面作成事業、支出負担行為額 225 万 1200 円でございます。災害林道復旧事業として 472 万 3920 円。合わせまして支出負担行為額で 697 万 5120 円の事故繰越しをさせていただいた繰越しの計算書を提出させていただきます。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。報告第 4 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第 4 号は終わりました。

議長 報告第 5 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第 5 号は終わりました。

議長 日程第 9、承認第 1 号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第 1 号「専決処分の承認について」、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。平成 26 年 6 月 10 日提出、設楽町長横山光明。1 枚めくっていただきますと、専決処分書が出ております。もう 1 枚めくっていただきますと、専決の条例の条文が書かれております。この件につきましてもは高齢者部分休業に関する条例の一部を改正するものでございまして、この条例の中で任命権者は高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請をした場合には、定年までの期間、1 週間の勤務時

間のうち一部について勤務しないことを承認することができるという内容の地方公務員法の改正に基づきまして、条例で高齢者部分給付を受けることができる年齢を55歳と改正するものでございます。附則としまして改正条例は平成26年4月1日から施行するという内容でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は、承認されました。

議長 日程第10、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第2号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。平成26年6月10日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと専決第3号、専決処分書があります。平成26年3月28日に専決処分をさせていただいております。地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進をはかるための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正に伴う改正でございます。設楽町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をいたします。

総務課長 それでは新旧対照表のほうをお願いします。第2条の部分休業の承認に関する規定がありますが、内容的には特に変わっていませんが表記を一部改正したものです。1週間を通じて当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内、先ほどの高齢者の部分休業と同様で2分の1を超えない範囲内で修学部分休業をとることができるという内容です。2項については学校教育法で定める教育機関についての条項ずれを今回、合わせて改正したものであります。3項については条例で定める期間は2年とするという従来の規定について今回の改正では、条例で定める修学に必要なと認められる期間は2年という形で規定をしています。修学に必要なと認められ

る期間ということの解釈ですが休業を取得しながら修学することが可能である大学やその他の教育施設の課程の通常の修了年限の範囲内ということ、2年とさせていただきます。附則については26年4月1日から施行する規定であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 専決に至る法律の件なんですけども、可決成立の日時、交付の日時を教えてください。

総務課長 今回の改正の地方公務員法の一部を改正する法律につきましては、平成26年2月21日に施行であります。交付は4月1日です。

10 田中 交付は専決処分書にある3月28日ではないですか。交付と同時に専決処分をするふうになってると思うんですが。

総務課長 すいません、ちょっと聞き間違えました。専決が3月28日ですので、交付も3月28日です。先ほど言いました2月21日は法律の施行日であります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第2号は、承認されました。

議長 日程第11、承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第3号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。平成26年6月10日提出、設楽町長横山光明。1枚めくっていただきますと専決処分書がございます。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。説明としまして地方税法が改正されて平成26年4月1日から施行されるのに伴い、設楽町税条例を改正するものがございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせます。

財政課長 それでは新旧対照表にて説明をさせていただきます。主な改正内容についてのみ説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ま

ず最初に第 23 条町民税納税義務者等でございますが、これにつきましては外国法人に対する課税原則についての統合主義から帰属主義に見直されたということで課税についての事務所についての明確化に伴うということでございます。それに関連しまして第 48 条、裏のページになるんですが法人の町民税の申告納付というところで、これにつきましても同じく規定の整備ということでそれぞれ平成 28 年 4 月 1 日の施行となります。次に第 34 条の 4、法人税割の税率ということで、これにつきましては法人税割の税率の変更ということで 12.3%から 9.7%に減額されるということでございます。これにつきましては平成 26 年 10 月 1 日の施行となります。3 点目に 4 ページの第 82 条をお願いいたします。これにつきましては軽自動車税の税率ということで、軽自動車税の軽自動車等の自家用乗用車がそれぞれ 1.5 倍、その他につきましては 1.25 倍増額されるということになります。この条例に関連しましてページ数の 15 ページ、16 ページをごらんください。ここにつきましては附則の第 16 条に軽自動車税の税率の特例ということであります。グリーン化をより進めるために、はじめて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した 3 輪以上の軽自動車に対する重課税ということでそれぞれ第 82 条につきましては平成 27 年の 7 月 1 日の施行、附則の第 16 条につきましては 28 年の 4 月 1 日の施行日となります。続きましてまた戻っていただいてページ数の 6 ページになります。附則第 4 条の 2、公益法人等にかかる町民税の課税の特例ということで、これにつきましては公益法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例措置が拡大されたということで租税特別措置法改正に伴う措置ということになります。これにつきましては平成 27 年 1 月 1 日の施行日となります。ページ数 7 ページの第 6 条ですが、削除というふうになっております。単に課税の計算の細目を定めたもので、条例から今回削除するというので 6 条については全て削除されております。13 ページをごらんください。附則の第 8 条、肉用牛の売却による利用所得にかかる課税の特例について適用期限が 3 年延長されたということでございまして、これにつきましても平成 26 年 4 月 1 日の施行日となります。14 ページをごらんください。附則 10 条の 2 ですが、公害防止とか侵入防止用の施設等費にかかる課税標準の特例措置への特例の導入ということでそれぞれ地方税で定める課税標準の軽減を町条例の中で定めることになったということで平成 26 年 4 月 1 日の施行日となります。15 ページの附則 10 条の 3 第 9 項でございますが、耐震改修が行われた建物等に対する減額措置の創設ということで、これは 26 年 4 月 1 日施行ですが 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの完成された新築住宅を 2 年間、2 分の 1 減額するということですが、国の基準で補助されたものが限定ということになっておりま

す。20 ページから 26 ページの第 22 条から第 23 条であります。東日本大震災にかかる特例について必ず定めなければならない事項以外を今回削除されたということで、これにつきましては 27 年の 1 月 1 日の施行になります。その他の条例改正につきましては、他の条例改正に伴う改正や条例のずれによるもの、単に規定の整備による改正等でございます。最後に 1 ページに戻っていただきまして、本文の条例文の一部改正の最後のほうにですね、附則っていうところがありますが、そこに第 1 条と第 2 条ということで分かれておりまして、第 1 条につきましては先ほど説明しました一部改正の施行期日をそれぞれ記載しておりまして、2 条については町民税、固定資産税、軽自動車税にかかる経過措置がそれぞれ記載してあります。簡単ですが以上で説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 比較表のですね、27 分の 2 ページの法人税割の税率というのがあります。これが緩和されるということですが、払う法人のほうは税が減るんでしょうか。

財政課長 払うほうが減額ということになりますので減る形になります。

10 田中 私が少し勉強してみましたら、減った分が地方法人税として国のほうが課税して、それを消費税増税に伴う地方間の財政の格差を埋めるために地方法人税をつくってその分をいただくんですと。その分だけここにある法人税割を少なくしますと理解しておったんですが、それを確認したいと思います。

もう 1 点ですね、自動車税 27 分の 4 ページと 27 分の 16 ページ、加算税ですね、軽自動車税が増税になるということは町の収入が増えるということで、町としては結構なことかもしれませんが、一方でいうと自動車取得税の交付金が減らされますよね、大体これに見合った形で、実際の増減はどうなるんでしょうか。交付金の減った分のほうが多くて全体として減税になるのか、自動車税のほうは交付金より多くなって町財政として楽になるのか、期間が違いますんですが、買うときは 1 回ですが軽自動車税は延々と払うんですからそうなるかもしれませんが、トータルでみると比較できると思うんですがどうでしょうか。

それからさらに、個人でいうとどっちが得なんでしょうか。自動車取得税は廃止されるのでその分は軽くなる、だけど今度は軽自動車買った場合ですよ、軽自動車税は上がってくるとどっちが得になるでしょう。それはなんでかというとなんな軽をたくさん持っているというか一家で何台も持っているという町場と違う特徴があるんですけども、けっこう影響は大きいと

思うんですが、その3点教えてください。

財政課長 まず1点目の法人税の税額の減額につきましては、先ほど田中議員が言われたように一方では減るけど一方では増えるというのがあると思うんですが、単に法人税の現段階の26年度ベースで税率をかけ直しますと30万ほどの減額となるんですが、その影響が地方税法の部分に反映していくかというところは試算をしてないのでわかりません。

もう1点の軽自動車税の件ですが、これにつきましては実際には1.5倍と1.25倍に増額されるというところは26年ベースで考えると約90万円くらいの増額となります。先ほど言われた自動車取得税のほうで減額されるということがありますが、消費税が10%のときに自動車取得税がなくなると聞いてますけども、そこまでの試算をしてないので今のところはここまですべてを把握している状況でございます。あと、影響額については計算をしておりません。以上です。

10 田中 自動車取得税の交付金2000万円くらい減つとるんですね、ことしの予算をみると。軽自動車税が増税になったってとても追いつくような金額ではないなと思うんです。それから軽自動車税の増税につきましては、もう少し言いたいことがありますけども、討論で申し上げます。

議長 ほかにありませんか
(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 今回の改正はですね、特に軽自動車税の問題が焦点だと思うんです。先ほども少し申し上げましたけども、特に農山村では一家で何台も車を持って、それでだんだん生活が大変になってきとるんで、みんな軽自動車に買い換えてきたんです。ところが軽自動車は今まで税金が安かったり購入費用そのものも低かったということでもずっと普及してきたんですが、1.5倍1.2倍に上げられると大変だということで、かなりの多くの方々から軽自動車上がるの困っちゃうわという話を聞くんですね。なんで軽自動車税が上げられるかという自動車取得税の穴埋めのために行われると、なんで自動車取得税が減税だとか廃止になるかという、これは自動車業界が二重課税だとか文句をつけて、要するに車が売れやすいようにですね、いろいろ工作を行ってやったというようなことを聞きます。つまり自動車業界を儲けさせるための軽自動車税の増税ということがはっきりみてとれるわけで、そういう地方税法改正というのはやっぱり反対でありますし、それをうけて町が専決してですね承認を求めてもそれは賛成しかねるということをおっしゃって討論といたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。承認第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。承認第3号は、承認されました。

議長 日程第12、承認第4号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第4号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。平成26年6月10日提出、設楽町長横山光明。専決第5号、専決処分書でございます。ここで平成26年3月31日に専決処分をさせていただきました。税の担当課長が4月1日付けで定期異動によりまして人事異動を行いましたので、固定資産評価員として財政課長であります鈴木正吾を新たに固定資産評価員として選任をいたしましたものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第4号は、承認されました。

議長 日程第13、承認第5号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第5号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。平成26年6月10日提出、設楽町長横山光明。この件につきましては4月1日に指定管理者の変更の専決処分をさせていただきました。

グリーンパークの指定管理者でございます。指定管理者を津具字見出 24 番地の 21 の津具森林組合、代表理事組合長村松幹彦。津具の森林組合のほうにグリーンパークの指定管理をさせていただきました。ところがですね、4 月 1 日に設楽森林組合と津具森林組合が合併いたしましたので、その権利を承継するという形で承継者の名前が変わりましたので、それを専決処分させていただいた内容でございます。変更後としまして設楽町小松字横吹 32 番地、設楽森林組合代表理事組合長村松幹彦でございます。指定の期間につきましては平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までということで、これについては変更はございません。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第 5 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 これの変更というのは全く新しい団体に指定管理者として指名するものですから、新しいということから 3 カ年の指定期間というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

副町長 議会の承認をいただきまして、指定管理者の指定について平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までで御承認をいただいております。指定につきましては津具森林組合から設楽町森林組合に変わったということで指定の期間は同じでございます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第 5 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第 5 号は、承認されました。

議長 日程第 14、承認第 6 号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第 6 号「専決処分の承認について」、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求め。平成 26 年 6 月 10 日提出、設楽町長横山光明。専決処分書を添付させていただいております。東三河の農業共済がですね、県下統一で農業共済の組合となりました。6 組合が一緒になりまして、愛知県農業共済組合連合会が平成 26 年 4 月 1 日に発足しておりますので、これに伴いまして設楽町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の

一部を改正をさせていただいたものでございます。この中で農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正するものでございますけれども、本則中に東三河農業共済組合とありましたものを合併後の愛知県農業共済組合に改めるものでございます。この条例につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 共済組合代表を入れるということは、長年やってきましたけれども、限度は東三河一帯から誰か選ぶだったらまだわかるんだけど、愛知県の農業共済組合から委員を選ぶということになると地元の委員さんがおるといふことでしょうかね。もしおらなければ削除してもいいんではないかと思うんですが、どういう考え方でこういう改正にしたんでしょうか。

産業課長 愛知県の農業共済組合からも地元の委員が選任されております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第6号は、承認されました。

議長 日程第15、議案第52号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第52号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について」、設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年6月10日提出、設楽町長横山光明。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることが必要となりましたので条例の制定をお願いしたいという内容でございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をいたします。

総務課長 それでは地方公務員法の一部改正に伴う今回の配偶者同行休業であります。趣旨としましては公務において活躍することが期待される有意な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能にする新たな休業制度の創設であります。こ

の制度の概要であります。休業の事由としましては職員が外国での勤務等により外国に住所、または居所を定めて滞在する配偶者と当該住所、または居所において職員が生活を共にするということです。2点目は休業の申請及び承認ですが、職員が配偶者同行休業を請求した場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業を承認することができる。3点目、休業期間ですけれど3年を超えない範囲ということで、ただし2年で申請を行ったもののさらに1年延長したいというときには、3年を超えない範囲内で1回の延長を認めるといえるということです。休業の効果としましては、職員としての身分は保有しますが職務に従事していませんので、当然給与は支給しないという制度です。

それでは第1条からですが、第1条については地方公務員法の第26条の6に基づきます趣旨規定であります。第2条は休業の承認をすることができる規定であります。第3条は地方公務員法の中で、期間は条例で定めるという条文になってますのでこの条例で3年を期間と定めるものであります。第4条は配偶者が外国に滞在する事由ということで、地方公務員法の中では条例で定める事由の規定で6ヵ月以上の継続が見込まれるものということで規定されてます。外国での勤務、それから外国で個人が業として行う活動であります。それから学校教育法に準ずる外国の大学等であります。第5条ですけれど、これは承認の申請に関する規定であります。第2項については、必要がある場合にはその申請内容の書類の提出を求めることができる規定であります。第6条は期間の延長、先ほど申しましたように3年を超えない範囲であれば1回に限り、期間の延長をすることができる規定であります。第7条については承認の取り消し事由に関する規定であります。取り消しの具体的な事由を1号から3号において規定しています。第8条は届出に関する規定で同行休業している職員の状況の変更における任命権者への届出義務について規定したものであります。第9条、この規定は同行休業で休んでる間、例えば設楽町役場ですと役場のほうの公務の執行に不都合が生じた場合には任期付の採用と臨時採用との職員を採用することができるという規定であります。第10条は同行休業が終了して、役所のほうへ復帰した場合の給料等の調整に関する規定であります。休業期間の100分の50以下の換算率でもって勤務した期間とみまして、復帰した日、または復帰した後の最初の昇給日、1月1日ですけれどそのいずれかで職員の昇給を行うことができる規定であります。附則としましてはこの条例は、公布の日から施行するものであります。第2項としましては関連がありますので職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。第2項は育児休業をすることができない職員に、今回の地方公務員法第26条の

6 同行休業の関係した任期付採用職員と臨時的任用職員は育児休業はできないという区分に該当する改正の規定であります。第3項につきましては設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、その公表の内容の中に新たに職員の休業に関する状況を第4号として加える改正であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第52号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第52号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第52号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第16、議案第53号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第53号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年6月10日提出、設楽町長横山光明。1枚めくっていただきますと、条例の文案がでております。北設情報の事務処理につきまして職員2名とアルバイト職員1名の体制で処理を行ってききましたが、先般の雪害による処理やまた、通常の事務処理を現体制ではなかなか無理が生じている部分がございます。関係町村の同意を得てアルバイト職員から嘱託職員を採用することで事務の負担軽減をしたいということで北設情報ネットワーク事務員の嘱託員を条例に載せるという改正をするものでございます。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第53号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第53号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 53 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 17、議案第 54 号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 54 号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」、設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 6 月 10 日提出、設楽町長横山光明。町営上原 B 住宅につきまして取り壊しが完了いたしましたので町営住宅条例の中からこの上原 B 住宅を削除する内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 54 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 54 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 54 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 18、議案第 55 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算(第 1 号)」から日程第 20、議案第 57 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 1 号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 55 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算(第 1 号)」、平成 26 年度設楽町一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9137 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 2864 万 1000 円とする。2 項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出補正予算による。繰越明許費、第 2 条地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。平成 26 年 6 月 10 日提出、設楽町長横山光明。3 ページをお開きください。今説明した第 2 表繰越明許費でございます。来年度合併 10 周年を迎えるにあたり、町勢要覧の作成と V T R の作成委託費用を計上させていただいておりますが、町勢要覧の写真、そして V T R は 1 年

を通して撮影し、編集が必要となりますので繰越明許させていただきます。次に歳入の説明をさせていただきます。補正予算に関する説明書のほうをごらんください。4ページでございます。第2款第1項第3目電子計算費第13節委託料でございます。平成27年10月から住民1人1人にマイナンバーの付番、通知がなされ平成28年1月から利用開始となります。当初、基幹系システム、これについては住基、税務、福祉関係などでございますが、これらのデータの移行を平成27年10月を目標としておりましたが、国からの要請により平成27年1月までに前倒しすることでデータ移行委託経費294万4000円を新たに計上いたしました。また、これに関しまして個人情報保護の観点からマイナンバー制度に関する個人情報保護条例をはじめとする、関連例規の改正や制定が必要となるため、対応例規整備支援委託料360万8000円を新規計上いたします。制度開始に伴い、対象事務の洗い出し、システム改修、関係業務フローの見直し、宛名統合システムの構築、特定個人情報保護評価書作成、対応を新城以北の4市町村協同で実施する経費162万円も新規計上いたします。14節使用料及び賃借料では、マイナンバー制度の対象事務を一元的に管理できる個人情報保護取り扱い業務ウェブシステムの使用料を1月から3月分4万9000円を新規計上いたします。また、戸籍システム、即時処理システムリース料につきまして217万8000円を補正をいたします。9目情報通信基盤整備費28節繰出金では、本年2月15日から雪害によりケーブル等の切断被害がありました。これの本復旧にかかる経費の設楽町の負担分1502万2000円を増額補正し特別会計に繰り出しをいたします。第4款衛生費第1項第1目11節需用費でつぐ保健福祉センターの調理台、ビルトインガスコンロの点火スイッチが不具合となったため11万5000円の補正をいたします。18節備品購入費では、健康管理用ノートパソコンのOSがXPであるため、買い換える経費10万6000円を補正をいたします。28節繰出金では、東栄病院の医師について近隣の新城市民病院との医師の給与格差が大きく是正措置をとるためつぐ診療所の派遣医師負担金が増加することと今後の北設楽郡の医療体制の仕組みづくりや医師、看護師確保を進めていくため北設3町村で設立しました北設楽郡医療等に関する協議会に300万円を支出する経費を新規計上いたしました。2目予防費では働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業、未受診者の対策分でございます。この経費を100万円新規計上いたします。4目環境衛生費では全県域污水適正処理構想について県から市町村への見直し要請があり、策定委託の経費を新規計上いたします。これに伴い、当初予定しておりました市町村設置型合併処理浄化槽整備計画につきましては、全県域污水適正処理構想に内包されるため委託経費を削

減いたします。第5款第1項2目農業振興費でございます。新規に始まります、多面的な機能を持つ農地を維持するために、支払われる交付金の支払いに関する事務の消耗品や申請書の作成を愛知県土地開発団体連合会に委託する経費、また交付金の町負担金を新規計上いたします。2月の大雪で農業用パイプハウスにつきまして、大きな被害がございましたけどもこれの撤去、再建に国の補助金が支払われることとなり町といたしましても、上乘せの補助を行い再建築がスムーズに進むよう助成をいたします。3目農地費では広域農道ののり面改良工事について、県の補助金の追加配分が決定いたしましたので、沖ノ平地区2箇所です工事を実施する経費を新規計上いたします。3ページに戻っていただきまして歳入の説明をいたします。14款第2項3目衛生費国庫補助金2節予防費補助金につきましては、先ほど申し上げました女性のがん検診の未受診者対策事業にかかる追加交付金4万4000円の補正を行います。第15款第2項4目2節農業振興費補助金は、雪害対策に関する補助金として経営体育成支援事業2599万3000円。多面的機能支払い事務補助金5万円を5節で農地費補助金では、広域農道ののり面改良工事に関する補助金400万円を計上いたします。18節第2項7目財政調整基金6128万5000円で歳入不足に対応いたします。

議案第56号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計（第1号）」の概要について説明をいたします。歳出から説明をいたします。4ページをお開きください。第1款第1項1目一般管理費19節負担金でございます。一般会計の補正の折にも説明をいたしましたが、東栄病院から派遣をいただいております医師の派遣に関する負担金の増額でございます。特に東栄病院と同じ公設の近隣病院である新城市民病院との医師の報酬格差がありまして、処遇改善の観点から報酬の改善を行うことで医師派遣負担金の増額となりました。また支援機構の旅費の増額分、1日2250円でございますが、これも合わせまして増額補正をいたします。北設楽郡医療等に関する協議会を北設楽郡3町村で立ち上げましたがその中で、医療体制に関する事項や医療事務者等の確保に関する事項など協議してまいります。3町村それぞれ300万円ずつ負担し、協議会を運営していくことが2月末に合意されました協議会への負担金300万円を補正をいたします。財源として必要経費の434万3000円を一般会計から繰り入れることといたします。

次に議案第57号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第1号）」の概要について説明をいたします。歳出から説明をいたします。4ページをお開きください。第1款第1項1目総務管理費報酬でございます。この件につきましては先ほどの条例改正のところで説明をいたしました。関係町村の同意を得ましてアルバイト職員から嘱託職員を採用す

ることで、事務負担を軽減したいと思っております。そのため8月からの嘱託員の報酬増と賃金の減額をいたします。2目ネットワーク維持管理費では、2月の雪害による仮復旧は済ませ、利用者に不便をかけない状態でございますけども、今回本復旧を実施する経費を補正をいたします。設楽町で3件、東栄町で10件、豊根村で34件の工事となります。戻っていただいて歳入の説明をいたします。第4款第1項1目一般会計繰入金で歳出の増額分に対する設楽町の負担分1502万2000円を増額補正し、東栄町、豊根村の負担分1369万5000円を第6款第1項1目雑入で受け入れる補正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑・採決は、1件ごとに行います。

議案第55号「平成26年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4夏目 3ページの繰越明許のところですが、当初予算の企画開発費委託料で5000万円ずつのつとるわけですが当初はこれが当初予算のってませんでしたけども、先ほどの説明では合併10周年で1年間通して作成するために繰越明許にするという御理由でしたけども、当初にこれがのってなかったのは単なる見込み違いなのかそれとも作成方法の変更なのかこの点をお聞きします。

企画課長 当初4月発注で1年かけてというふうに思っておりましたけれども、プロポーザルの条件を組んでいくなかで、例えばVTR、雨が降って撮れなかったとかということがあつてということにプロポーザルを組みながら思いまして、これは1年では無理だと余分の期間をみなきゃ無理だということ繰越明許を行わさせていただきました。

議長 ほかにありませんか。

11土屋 6ページの雪害対策のことについてお聞きをするわけですが、国と町と撤去と補修ですか、の補助をしますね。県に関しては撤去だけだとお聞きをしておりますがそれで間違いないですか。

産業課長 県の補助につきましては経営体育成支援事業の中の撤去の部分の国が2分の1、残りを県が2分の1、町が2分の1とそれだけでございます。

11土屋 県も補助していただけるといいなと思いますが、雪害ということで関連をつけて無理矢理聞いてしまうわけですが、新聞の報道によりますと雪害のときに木が折れましたね、折れた木の処分というのは私たちもすごく興味があつて議長会の中でも取り上げられた話題ですが、それについてですね、森林環境税の中で対応して切っていくんだという方針が、新聞報道で知ったわけですが、そのことについて考え方としては設楽町でも間違いないということですか。

産業課長 森林被害につきましては、森林環境税、森と緑づくり事業で対応できるところはそこでやっていきたい、また保安林のところは保安林の事業、それ以外のところはそれ相応の国の事業を活用していきたいと考えております。

11 土屋 個人の方のもので、そういう考え方ではなくて森林環境税であったり、今言われた他の事業であったりという対応の中で処分というか、きれいにしていただけるという認識でよろしいのでしょうか。

産業課長 その事業のできる中でやっていく予定でございます。

議長 ほかにありませんか。

2 金田 5 ページの4 環境衛生費の委託料のところですが、全地域の汚水適正処理構想の策定委託、県からの見直しの要請というふうにおっしゃいましたけれども詳しく教えてください。どういう要請があったのか。

生活課長 今回ですけれども国のほうからの3省統一マニュアルということで、持続的な汚水処理のシステム構築に向けた都道府県構想の策定マニュアルが作成されまして、それを受けまして県のほうで市町村の構想を平成26年、27年2カ年で立てるような指示がありましたものですから、今回補正対応とさせていただきまして、その中にも市町村型の設置も検討として含まれておりますものですから削除させていただいたということでございます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第55号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第55号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第56号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第56号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 57 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 57 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 21、発議第 1 号「特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8 番伊藤武君。

8 伊藤 発議第 1 号「特別委員会の設置について」、次のとおり特別委員会を設置したいので、設楽町委員会条例第 5 条第 1 項および第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものです。名称は「東三河広域連合検討特別委員会」、目的は東三河広域連合についての検討、委員の定数は 11 人、期間は目的達成まで存続するものとする。提案者は設楽町議会議員伊藤武、賛成者設楽町議会議員金田敏行、松下好延、以上です。

設置の理由は、東三河 8 市町村では、東三河広域連合の設置に向けた協議が行われており、今後、広域連合に関する事項や取り組む事務事業などを検討していく必要があることから、専門的に検討していくため「東三河広域連合検討特別委員会」を設置したい。

趣旨を十分御理解いただき、賢明な御審議をいただきたいと思います。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。発議第 1 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第 1 号「特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

東三河広域連合検討特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。東三河広域連合検討特別委員会委員の選任につきまして

は、委員会条例第7条第1項の規定により、金田敏行君、金田文子君、松下好延君、夏目忠昭君、渡邊勲君、村松修君、鈴木藤雄君、伊藤武君、熊谷勝君、田中邦利君、土屋浩君、を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。東三河広域連合検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

東三河広域連合検討特別委員会の方は次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時18分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

東三河広域連合検討特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、9番熊谷勝君、副委員長に、3番松下好延君が選任されたので御承知おきください。

なお、東三河広域連合検討特別委員会は、本日、午後4時40分から開会を予定しておりますので、よろしく願います。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会とします。

散会 午後4時19分